

共創の場形成支援プログラム

令和6年度 公募要領

公募期間

令和6年4月26日(金)～6月25日(火)12:00(正午)

<https://www.jst.go.jp/pf/platform/>



イノベーション拠点推進部

令和6年4月

お問い合わせ先

原則として、お問い合わせは電子メールでお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

イノベーション拠点推進部

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町

e-mail : platform@jst.go.jp

（受付時間：10:00～12:00 13:00～17:00※）

※土曜日、日曜日、祝日を除く。受付時間外のお問い合わせの対応には時間を要する可能性があります。

（急を要する場合のお問い合わせ先）

電話番号：03-5214-8487

[電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いする場合がありますので、ご了承ください。]

共創の場形成支援プログラム 研究提案募集ウェブページ

<https://www.jst.go.jp/pf/platform/koubo.html>

に最新の情報やよくあるご質問を掲載していますので、あわせて参照してください。

公募概要

1. 提案対象（詳細は第 1 及び 2 章参照）

	地域共創分野
趣旨	大学等（※1）のうち地域大学等（※2）を中心とし、地方自治体、民間企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした、自立的・持続的な地域産学官共創拠点の形成
提案機関の構成要件	地域大学等を代表機関とし、1 つ以上の民間企業、1 つ以上の幹事自治体（※3）を含む 3 機関以上の連名による申請。
委託研究費 （間接経費含む）	育成型：2.5 千万円/年度
支援期間	育成型：2 年度
令和 6 年度の 採択予定件数	育成型：6 件程度

（共創分野及び政策重点分野の公募はありません。）

※1 大学等

以下に掲げる研究機関の総称

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JST が認めるもの

※2 地域大学等

大学等のうち、国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校の内いずれかの機関であり、幹事自治体と密な連携を取れるような場所に当該機関が組織として設置するキャンパス等（研究室単位等で独自に設置している場所を除く）を有するなど、当該キャンパス等が提案プロジェクトの研究開発・拠点形成活動の中核的なサイト（実施場所）となる計画に対応できる機関

※3 幹事自治体

プロジェクトに参画する地方自治体のうち、大学等と「組織」対「組織」の連携を図りつつ、当該プロジェクトの中核となって活動するもの（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）

- ・上記採択予定件数は、目安であり、公募・審査の結果、採択件数がこれと異なる場合があります。
- ・実際の支援期間及び委託研究費は、プロジェクト実施計画書の精査・承認により決定します。なお、各種評価の結果等に応じて、支援期間中にプロジェクト実施計画の変更又は中止を求めることがあります。

2. スケジュール（詳細は第3章参照）

- 公募開始：令和6年4月26日（金）
- 公募終了：令和6年6月25日（火）12:00（正午）
- 書類審査期間：令和6年6～7月頃
- 面接審査期間：令和6年8月頃
- 審査結果の通知：令和6年8月下旬以降
- プロジェクト開始：令和6年10月以降

※応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

※締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない場合、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

※書類審査期間以降は全て予定です。今後変更となる場合があります。

※面接を行う具体的な日時は、JST から対象者に通知いたします。

3. 応募にあたっての諸注意（詳細は第3章参照）

- ・本プログラムでは、代表機関のミッション等におけるプロジェクト（拠点）の位置づけを明確化することを求めていますので、応募にあたっては必ず代表機関として、経営陣も含め組織横断的に十分な検討・調整を行ってください。

この趣旨を踏まえ、同一の代表機関が、複数の提案を行う場合又は提案時点で本プログラムを実施中の拠点（政策重点分野を除く。以下、「既存拠点」という。）がある場合には、提案書様式3に、当該様式による提案（以下、「当該提案」という。）以外の提案（既存拠点含む。以下、「他提案」という。）の目的・概要や、当該提案及び他提案との間の関係性（体制面や研究開発面で相互連携する内容等）、他提案に加えて当該提案を実施することにより見込まれる相乗効果等を記載していただきます。

- ・過去に育成型として採択された課題と実質的に同一内容を再度提案された場合、その理由・背景を確認することがあります。

- ・拠点を構成する機関が、本プログラムの支援期間中に国際卓越研究大学に認定された場合、当該大学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画に記載され助成の対象となる取組と本プログラムの取組で重複が生じないものについて支援します。
- ・「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の申請大学及び採択大学が、本プログラムの代表機関や参加機関となって提案することは可能です。
- ・一般社団/財団法人等の、大学等に該当することが明らかではない機関・法人が、大学等として参画を希望する場合は、代表機関、参画機関を問わず、応募前に速やかに事務局までお問合せください。JSTにて当該機関・法人が大学等に該当するか判定を行い、大学等に該当しないと判断された場合は、JSTと委託研究契約を締結することはできません。

目次

第 1 章 プログラムの概要	9
1.1 共創の場形成支援プログラムについて	9
1.1.1 プログラムの目的	9
1.1.2 分野と実施タイプについて	11
1.1.3 育成型における活動について	11
1.1.4 本格型における活動について	12
1.1.5 JST によるプログラムのマネジメント	13
1.2 プログラムの基本的な考え方	15
1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	19
1.3.1 「共創の場形成支援プログラム」への応募を検討されているみなさまへ	19
1.3.2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	20
1.3.3 ダイバーシティの推進について	21
1.3.4 公正な研究活動を目指して	23
第 2 章 地域共創分野	24
2.1 募集対象となる地域共創分野の概要	24
2.2 プロジェクトの構成要件	25
2.3 プロジェクトにおける組織・責任者	25
2.4 プロジェクトの主要構成要素	31
2.4.1 バックキャスト型研究開発におけるビジョン・ターゲット	31
2.4.2 研究開発課題	33
2.4.3 産学官共創システム	34
第 3 章 公募・審査について	37
3.1 公募期間・審査スケジュール	37
3.2 応募方法	37
3.3 審査（事前評価）の流れ	38
3.4 利益相反マネジメントの実施	40
3.5 審査の観点	43
第 4 章 募集・審査・プログラム運営にあたっての基本的方針	45

第 5 章 採択後の研究推進等について	49
5.1 プロジェクト実施計画の作成	49
5.2 委託研究契約	49
5.3 委託研究費	49
5.3.1 直接経費.....	50
5.3.2 間接経費.....	51
5.3.3 複数年度契約と繰越制度について	51
5.4 育成型における本格型への昇格審査.....	51
5.5 本格型における評価.....	52
5.6 代表機関等の責務等	54
5.7 研究機関の責務等.....	54
5.8 その他留意事項.....	59
5.8.1 出産・子育て・介護支援制度.....	59
5.8.2 JREC-IN Portal のご利用について	60
第 6 章 応募に際しての注意事項	61
6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	61
6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	63
6.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保..	66
6.4 不正使用及び不正受給への対応	66
6.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	68
6.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	69
6.7 繰越について	69
6.8 府省共通経費取扱区分表について.....	69
6.9 費目間流用について	70
6.10 年度末までの研究期間の確保について	70
6.11 間接経費について	70
6.12 研究設備・機器の共用促進について	71
6.13 博士課程学生の処遇の改善について	73
6.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	74
6.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について	75

6.16	プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	75
6.17	若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	76
6.18	URA 等のマネジメント人材の確保について	76
6.19	安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	77
6.20	国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	79
6.21	社会との対話・協働の推進について	80
6.22	研究データマネジメントについて	80
6.23	NBDC からのデータ公開について	82
6.24	論文謝辞等における体系的番号の記載について	82
6.25	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	83
6.26	競争的研究費改革に関する記載事項	83
6.27	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	83
6.28	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	84
6.29	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	88
6.30	e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	89
6.31	e-Rad からの内閣府への情報提供等について	89
6.32	研究者情報の researchmap への登録について	89
6.33	JST からの特許出願について	90
第 7 章	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について	91
7.1	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	91
7.2	e-Rad を利用した提案書類の提出について	91
7.3	e-Rad の使用にあたっての留意事項	91
7.4	システムを利用した申請の流れ	92
7.5	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ先	93
7.6	提案書類提出・作成時の注意事項	93
7.7	e-Rad の操作方法と注意事項	94

第 1 章 プログラムの概要

1.1 共創の場形成支援プログラムについて

1.1.1 プログラムの目的

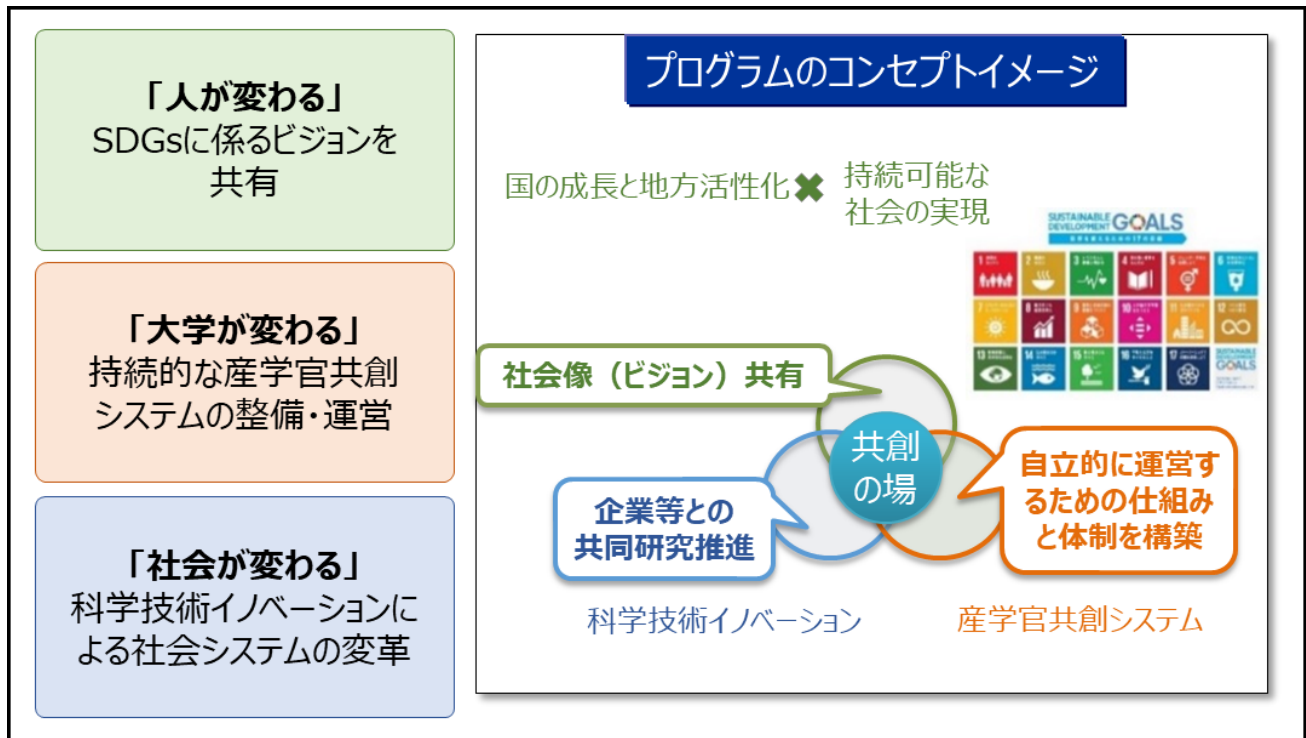
知と人材の集積拠点である大学等のイノベーション創造への役割が増している中、これまでの改革により大学等のガバナンスとイノベーション創出力の強化が図られてきました。一方、先の見えない不確実な状況において新しい社会像を世界中が模索する中、我が国ひいては世界が、現在及び将来直面する課題を新たな知とステークホルダーとの協働により解決していくためには、国の重点的な支援のもと将来の不確実性や知識集約型社会に対応したイノベーション・エコシステムを「組織」対「組織」の産学官共創により構築することが必要です。

本プログラムは、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」(※1) (令和4年2月1日策定、令和6年2月20日改定 総合科学技術・イノベーション会議)において、大学等自身の取組の強化を促す(大学等の強みや特色を伸ばす)ための重要な一施策となっています。また、研究活動を核として大学の力を向上させる際に求められる機能を踏まえ、研究成果の社会実装及び地域貢献を伸ばすための政策パッケージの1つの施策として位置づけられています。

そこで本プログラムでは、大学等を中心として、企業や地方自治体・市民等の多様なステークホルダーを巻き込んだ産学官共創により、国連の持続可能な開発目標(SDGs)に基づく未来のありたい社会像を拠点ビジョン(地域共創分野では地域拠点ビジョンと呼称)として掲げ、その実現のため「バックキャスト(※2)によるイノベーションに資する研究開発」とそれを支える「自立的・持続的な拠点の形成が可能な産学官共創システム(※3)の構築」をパッケージで推進します。

すなわち、SDGsに係るビジョンの共有により「人が変わる」、持続的な産学官共創システムの整備・運営により「大学が変わる」、科学技術イノベーションによる社会システムの変革により「社会が変わる」ことを目指します。これにより、大学等の強みや特色を活かしながら産学官の共創による拠点の形成を推進し、国の成長と地方創生に貢献するとともに、大学等が主導する知識集約型社会への変革を促進します。また、本プログラムでは、バックキャスト型研究開発により成果の社会実装・社会受容を目指すことから、人文・社会科学の知と自然科学の知の融合による人間や社会の総合的理解と課題解決の観点が重要です。そのため、プロジェクトの立案・推進にあたっては、属する組織の「^{のり}矩」を超え、専門領域の枠にとらわれない多様な「知」が集う、「総合知」の基本的な考え方(※4)を踏まえてください。

なお、本事業は、競争的研究費制度に該当します。



※1 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ：

「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（令和4年2月1日策定、令和6年2月20日改定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/daigaku/chiiki_pkg_240228.pdf

※2 バックキャスト：

ありたい社会の姿（拠点ビジョン）から、主として科学技術が取り組むべき課題を設定、実施計画を策定して推進する手法

※3 産学官共創システム：

大学等を中核とし、多様なステークホルダーの参画のもと、良質な研究開発成果・知財やデータの創出・活用、事業化・社会実装、ベンチャー創出、人材育成等の「知」、「資金」、「人」の好循環を生み出すマネジメント体制が整備されたシステム

※4 総合知：

『「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策〈中間とりまとめ〉』（総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会（令和4年3月17日））

https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/honbun_print.pdf

1.1.2 分野と実施タイプについて

	共創分野	地域共創分野	政策重点分野
分野 ※医療分野に限定される研究開発は対象外	科学技術分野全般	科学技術分野全般	量子技術分野 環境エネルギー分野 バイオ分野
趣旨	大学等を中心とし、国レベル・グローバルレベルの社会課題を捉えた未来のありたい社会像の実現を目指す、国際的な水準にある自立的・持続的な産学官共創拠点の形成	地域大学等を中心とし、地方自治体、民間企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした、自立的・持続的な地域産学官共創拠点の形成	大学等を中心とし、国の重点戦略に基づき成果を生み出す、国際的にも認知・評価が高い自立的・持続的な産学官共創拠点の形成
委託研究費 (間接経費含む)	育成型：2.5 千万円/年度 本格型：最大 3.2 億円/年度	育成型：2.5 千万円/年度 本格型：最大 2 億円/年度	政策重点分野ごとに設定
支援期間	育成型：2 年度 本格型：最長 10 年度	育成型：2 年度 本格型：最長 10 年度	本格型：最長 10 年度

・実際の支援期間及び委託研究費は、プロジェクト実施計画書の精査・承認により決定します。また、各種評価の結果等に応じて、支援期間中にプロジェクトを中止する場合や委託研究費を減額する場合があります。

・JST の委託研究費は「直接経費（研究開発経費及びプロジェクト推進経費）」と「間接経費」の合計額となります。

研究開発経費：個別の研究開発課題の実施に係る経費

プロジェクト推進経費：プロジェクト全体の運営・マネジメント活動に係る経費

1.1.3 育成型における活動について

「育成型」プロジェクトは、プロジェクト最終年度である 2 年度目の後半に「本格型」への昇格審査を実施します。「育成型」の目的は、以下のような取組を通じて、本格型に向けた構想・計画をより具体的に作り込むことです。

(育成型の主な取組例)

- ・拠点ビジョンの作り込み

- ・拠点ビジョンからのバックキャストによる、ターゲット・研究開発課題の柔軟な見直し
- ・本格型に向けた小規模な研究開発（根拠の確認）
- ・運営/研究開発体制とマネジメントの仕組み構築（持続可能性の具体化も含む）
- ・ステークホルダーとの関係強化

1.1.4 本格型における活動について

本プログラムでは、拠点ビジョンの実現に向け、プロジェクト終了後に拠点が民間資金のほか大学の基盤的経費等を活用しながら自立化することを前提とします。したがって、各プロジェクトには実施期間中の早期に持続的な運営が可能な産学官共創システムの構築・運営の確立を図るなど、拠点の自立化に向けた取組を推進していただきます。

育成型として採択された場合、2 年度目の後半に実施する本格型への昇格審査時において、本格型プロジェクト終了後の取組を含めた拠点の自立化構想を提案いただくほか、本格型期間中も構想を適宜見直していただきます。また大学等を除く参画機関からのリソース獲得は参画開始初年度から必須とします。外部リソース（※1）最低獲得額は要件とせず、またマッチングファンド方式（※2）とはしませんが、拠点の自立化に向けて、プロジェクトの進捗に応じた自立化・自走化を立ち上げていく取組（体制のさらなる構築、外部リソースの獲得増等）の状況を、中間評価等において確認・評価します。

本格型の評価は、本格型の期間中（最長 10 年度）、最初の中間評価までをフェーズ 1、その後 2 回目の中間評価までをフェーズ 2、その後プロジェクト期間終了までをフェーズ 3 として、それぞれ評価を行います。各フェーズにおいて、本プログラムで期待する取組、要件が異なりますので、詳しくは「5.5 本格型における評価」をご確認ください。

なお、原則として、本格型期間の 9 年度目の委託研究費は前年度（8 年度目）の委託研究費の最大 75%、10 年度目は 8 年度目の委託研究費の最大 50%とした上で、当年度の実施計画の内容や中間評価結果に対する取組状況を踏まえて委託研究費の査定を行います。

※1 外部リソース：

外部リソースとは、プロジェクトがその活動を通じて獲得したものであり、かつプロジェクトの活動に貢献する以下の 3 つを指します。

- ① 大学等を除く参画機関からプロジェクト推進のために提供されるリソース

(例)

- ・ 大学等を除く参画機関が大学等に提供する資金（共同研究費・コンソーシアムなどの会費等）
 - ・ 大学等を除く参画機関が大学等に拠出する設備、備品等
 - ・ 大学等を除く参画機関が直接支出する研究開発の経費（物品費、旅費、人件費・謝金等）・直接支出するマネジメントに係る経費等
- ② 拠点の研究開発の補完を目的に代表機関及び参画機関が獲得した競争的研究費等
- ③ 拠点の成果展開や研究開発の補完を目的として、拠点の活動に関連して又は拠点の活動が呼び水となり、代表機関や大学等の参画機関が、拠点内外から受け入れた民間資金等（共同研究費、寄付金、共同研究講座、寄付講座等）

※2 マッチングファンド方式

企業から拠出される民間資金と同額までを JST が支援する方式

1.1.5 JST によるプログラムのマネジメント

(1) プログラムの運営体制

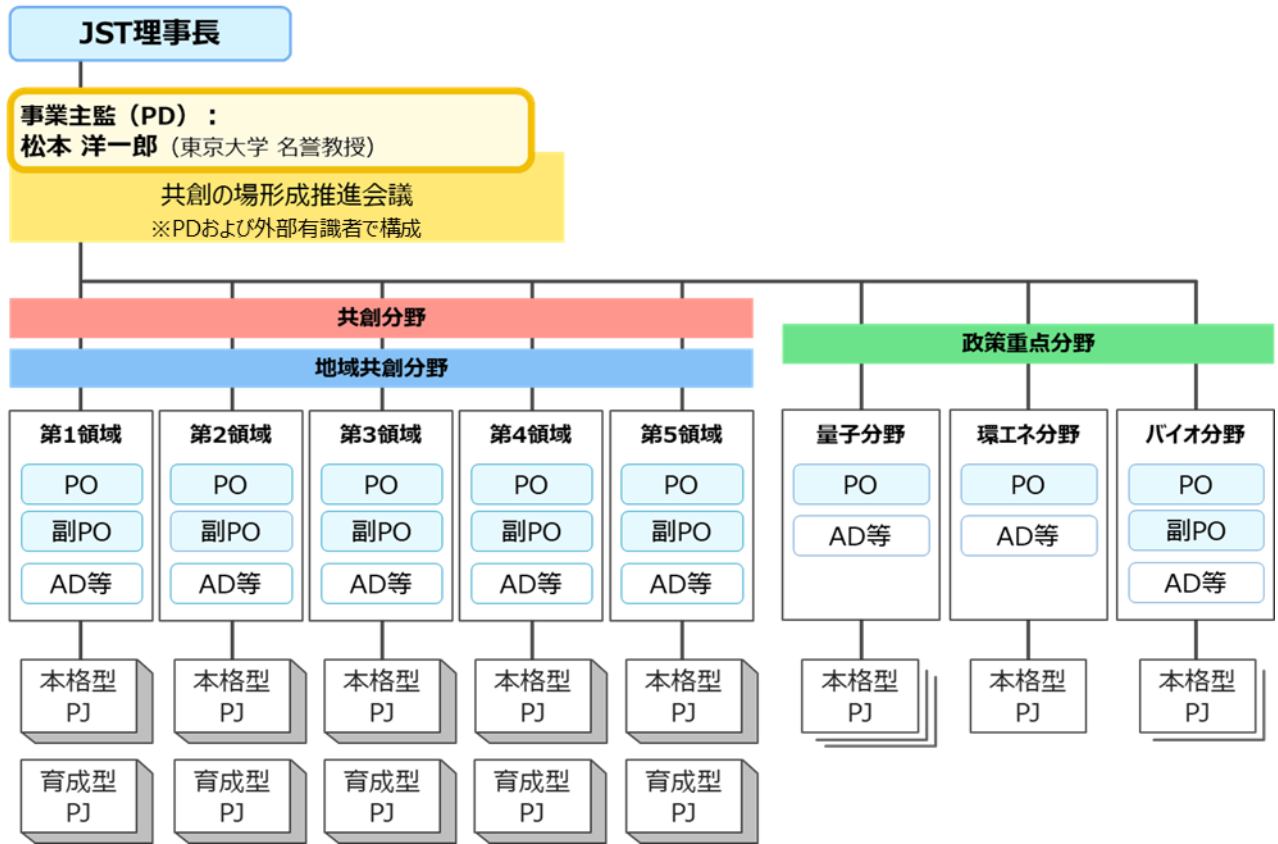
本プログラムの運営体制として、JST は事業主監（競争的研究費制度におけるプログラムディレクター：PD）を議長とする共創の場形成推進会議（以下、「共創会議」という。）を設置します。

共創分野及び地域共創分野においては、5 つの領域を設定し、領域ごとにプログラムオフィサー（PO）・副 PO を配置します。政策重点分野においては、国の政策方針に基づき文部科学省が設定した対象分野ごとに PO を配置します。なお、対象分野によっては、副 PO を配置する場合があります。

また、PO・副 PO をサポートするため、有識者・専門家によるアドバイザー等（AD 等）を配置します。なお、各種評価や進捗管理においては、必要に応じて、プロジェクト（PJ）ごとに専門委員・査読委員を適宜追加する場合があります。

共創会議は、プログラムの運営方針・実施方法等に関する企画・立案、各分野の状況把握、PO 間連携及び全体調整に関する助言・指導等を行います。

プログラムの運営体制



(2) PO を中心とした柔軟なマネジメント体制

共創分野及び地域共創分野の本格型拠点に対しては、毎年度のサイトビジットや面談等を通じたプロジェクトの進捗管理、本格型における中間評価及び事後評価等を領域ごとに実施します。各領域の PO・副 PO は、AD 等のサポートを得ながら、評価（「5.5 本格型における評価」を参照）、プロジェクトの進捗管理を実施し、プロジェクト運営への助言、PoC（Proof of Concept：概念実証）達成の判断、委託研究費の査定及びプロジェクトの中止決定等を行います。各種評価等については、説明責任・透明性の観点から適宜公表を行います。

共創分野及び地域共創分野の育成型にて採択された拠点に対しては、全 5 領域の PO・副 PO が、有識者・専門家の協力を得て、プロジェクトの進捗管理及び本格型への昇格審査（「5.4 育成型における本格型への昇格審査」を参照）を実施します。

政策重点分野では、毎年度のサイトビジットや面談等を通じたプロジェクトの進捗管理、本格型における中間評価及び事後評価等を分野ごとに実施します。各分野の PO（副 PO を配置して

いる分野は副 PO を含む) は、AD 等のサポートを得ながら、評価（「5.5 本格型における評価」を参照）、プロジェクトの進捗管理を実施し、プロジェクト運営への助言、PoC 達成の判断、委託研究費の査定及びプロジェクトの中止決定等を行います。各種評価等については、説明責任・透明性の観点から適宜公表を行います。

また、本プログラムでは、PO を中心とした柔軟かつ機動的なマネジメントを行うため、PO に各種評価・委託研究費配分・進捗管理の権限を集中させるとともに、PO が AD 等や JST 職員と協働して、プロジェクトへのハンズオン支援を実施します。

(ハンズオン支援の例)

- ・ 定期的な現地訪問やリモート会議等によるきめ細かい進捗確認・意見交換
- ・ イベント企画運営等による拠点間の連携・交流の推進
- ・ 拠点運営ノウハウの好事例や課題の共有・横展開等

1.2 プログラムの基本的な考え方

本プログラムの具体的な制度要件、プロジェクトの具体的な審査基準や採択後の責務等については、第 2 章以降に記載していますが、本プログラムの拠点・プロジェクト推進上の基本的な考え方は以下のとおりです。ご応募にあたって、また採択された際の拠点・プロジェクト推進にあたっては、本項の内容を十分に踏まえてください。

あわせて、5.5 に記載の本格型における中間評価等の考え方・中間評価等の時点に求められる事項についても十分に踏まえてください。

I-1. 「(社会) ビジョン主導・バックキャスト」のアプローチを徹底

- 大学等の研究開発は、先端的な研究・技術シーズに基づく「シーズ指向」のアプローチ（フォーキャスト・フロントキャスト）を得意とし、今後もそのアプローチは重要ですが、社会構造が急速かつダイナミックに変化する中で、それと正反対の「ビジョン主導・バックキャスト」のアプローチを大学等において取り入れることも重要です。その先導役・実践の機会が本プログラムです。
- 「共創の場」とは、VUCA（Volatility：変動性・不安定さ、Uncertainty：不確実性・不確定さ、Complexity：複雑性、Ambiguity：曖昧性・不明確さ）の時代にあって、「ビジョン主導・バックキャスト」により、生活者・市民を含むステークホルダーや研究者・企業・地方自治体等が未来のありたい社会像を徹底議論・共有した上で、その実現に協働して取り組むものです。

- 現在では、企業にとっても VUCA の時代にあって他のステークホルダーとの共創が重要になり、ESG の観点・社会的責任も重視されるようになりました。こうした背景から、「共創の場」の意義は高まっていると考えられます。

I-2. 拠点ビジョン（未来のありたい社会像）の策定・深掘り・ブラッシュアップ、共有における

全てのプロジェクトメンバーでの徹底した議論とそれに基づく産学官共創拠点の形成

- 本プログラムへの提案、プロジェクトの立ち上げの段階から、参加者（大学、民間企業、地方自治体等）が一堂に会して徹底した議論を行い、それに基づいて拠点ビジョンを設定し、深掘り・ブラッシュアップしていくことが重要です。
- 拠点ビジョンの策定は、代表機関の大学等から個別参画企業や地方自治体への二ーズ聴取、プロジェクトリーダー（PL）等からのトップダウン的な提示により行われがちです。しかし、全参加者が対等の目線で徹底議論の上で策定し、納得・共有する拠点ビジョンは、拠点の求心力となり、プロジェクト進行の節々、壁にぶつかった時に立ち返る拠り所になると考えられます。
- したがって、プロジェクト推進上の要となる拠点ビジョンは、プロジェクト期間中を通じて参画機関・参加者との議論を重ね、深掘りやブラッシュアップ等の作り込みを行い、プロジェクト内での共有を図ってください。並行して、拠点ビジョンの下の実施計画（ターゲットや研究開発課題の構成、計画等）については、社会動向の変化やプロジェクトの進捗状況を踏まえつつ、拠点ビジョンからのバックキャストを繰り返して、柔軟に必要な見直しを行ってください。

I-3. 「誰の」「どのような」課題を解決したいのかの具体化・明確化

- 未来のありたい社会像（拠点ビジョン）や、そこからバックキャストされるターゲットの設定においては、「誰の」「どのような」課題の解決を目指すのか、を特定することが重要です。例えば、「誰の」については、「市民全員」「社会」等ではなく、「どの地域の人たち」、「どんな年齢層の人たち」等の具体的な設定が必要です（左記よりもさらに具体化されたものもあり得ます）。
- SDGs の観点からも、SDGs のどの項目を、どのようなストーリー・アプローチで解決したいのかを描くことが有効です。
- こうして具体的に設定した拠点ビジョン・ターゲットからのバックキャストにより、研究開発課題や拠点の形成に必要な計画・活動・技術・参加者を構成することが求められます。
- このようなアプローチは、「シーズ指向」のアプローチとは異質もしくは正反対です。単に、研究者がやりたいテーマを実施する取組は、本プログラムの趣旨とは相容れません。

I-4. バックキャストの繰り返し・実施計画の柔軟な見直し

- 前述のようにして拠点ビジョンからのバックキャストにより策定されるターゲット・研究開発課題をはじめとする実施計画は、プロジェクト開始後も、参加者が会してバックキャストを繰り返すことにより、柔軟に見直し・ブラッシュアップを行ってください。
- このプロセスでは、プロジェクトの進捗状況と社会動向等の変化を踏まえるとともに、先行技術や競合する技術、代替手法等の特定と、それらとの徹底的なベンチマーキングを行い、自らの強みと弱みを正確に捉えることが必要不可欠です。

I-5. プロジェクトを牽引する人材像について

- 本プログラムの拠点ビジョン主導・課題解決型のプロジェクト推進では、必然的に異分野融合、全体計画の柔軟な見直し、中核となる大学等の機能改革等が求められます。このプロセスでは、時に大胆な変革を伴うこともありますが、固定観念にとらわれず、客観的に物事を考えられる「よそ者、若者、ばか者」が重要な役割を果たすとも言われています。
- 本プログラムでは、こうした若手人材、外部からの人材、異質（異セクター・異分野等）人材を PL・副 PL や PL を補佐するメンバー、研究開発課題のリーダー等、プロジェクトを牽引する人材として、登用・活躍を期待します。また、ダイバーシティの視点も意識したプロジェクト運営を行うことが望まれます。
- プロジェクトを牽引する人材には、拠点ビジョンを必ず実現するという強い意志が必要である一方、多様性を積極的に取り入れてあらゆる人・組織と柔軟かつダイナミックに連携・協業する包摂性や柔軟性も必要です。
- 拠点ビジョンの深掘り・ブラッシュアップ等の作り込みや、拠点ビジョンからのバックキャストによるターゲット・実施計画の必要な見直しを行うなかで、PL 等のリーダー人材が交代することもあり得ますし、PO 等がリーダー人材の強化や交代を推奨することもあり得ます。
- 代表機関の長等の組織の長は、PL・副 PL をはじめプロジェクトを牽引する人材に権限を付与してバックアップし、リーダーシップを委ねることが望まれます。一方で、組織内外における連携・協力獲得には、組織の長・組織本体のオーナーシップも重要です。
- プロジェクトには、上記の人材に加えて、産・学・官等の異なるセクターを連携させるプロデューサー・コーディネーター人材も不可欠です。

II. 「(JST の支援終了時まで)に 拠点・代表機関としてどのような姿になっていたか」の明確化

本プログラムは、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（令和 4 年 2 月 1 日策定、令和 6 年 2 月 20 日改定 総合科学技術・イノベーション会議）において、大学等自身の取組の強化を促す（大学等の強みや特色を伸ばす）ための重要な一施策となっています。「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」では、研究活動を核とした大学に求められる機能について、自らのミッションや特色に応じたポートフォリオを描きつつ戦略的に強化し、大学の力を向上させることで、新たな価値創造の源泉となる「知」と「人材」を創出、輩出し続けることが求められています。そのため、代表機関としてのコミットメントが重要であり、個別の研究者のみに依拠した提案は、本プログラムの趣旨に合致しません。

ご応募にあたって、また採択された際の拠点・プロジェクト推進にあたっては、前述の項目に加え、以下に示す内容を改めてご確認ください（なお、本項目は【提案書様式 3 1-2. 地域拠点ビジョン】【提案書様式 3 3-3(b) 代表機関のミッション等における提案プロジェクト（拠点）の位置づけ】【提案書様式 3 4. 持続可能性】に対応します）。

- 拠点・プロジェクト推進にあたっては、大学の強みや特色を伸ばす観点から、代表機関のミッション等（※1）における提案プロジェクト（拠点）の位置づけ等を明確にした上で、提案プロジェクト（拠点）が、代表機関自身のミッション等に基づく社会的役割を果たすことに寄与する構想・道筋を明確化・具体化し、代表機関等が自身の強みや特色をさらに発揮し、伸ばしていくことを求めます。
- そのためには、プロジェクトを通じて、代表機関等がどのように自身の強みや特色を伸ばしていくのか、産業界や地方自治体等、社会からどのような強み・機能で必要とされる（惹き寄せる）存在になろうとするのかについて明確化することを含め、プロジェクト終了時に拠点・大学等としてどのような姿になっていたかを確認することが必要です。
- さらに、代表機関には、自身のミッション等における提案プロジェクト（拠点）の位置づけを踏まえて、当該拠点の運営及び研究活動の実施に必要な人的、財政的及び制度的支援を行うこと、また、当該拠点の運営及び研究活動に外部リソースを活用することを求めます。拠点ビジョンの実現と自立的・持続的な産学官共創拠点の形成を図ってください。

※1 代表機関のミッション等：

代表機関のミッション、建学の精神・理念、業務運営に関する目標、中長期的な計画等

1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.3.1 「共創の場形成支援プログラム」への応募を検討されているみなさまへ

「共創の場形成支援プログラム」は、未来のありたい社会像・拠点ビジョンの実現に向けた研究開発を推進し、プロジェクト終了後も持続的に成果を創出する自立した産学官共創拠点の形成を目指すプログラムです。事業主監として、本プログラムへの期待を述べさせていただきます。

国連は 2015 年に持続可能な開発目標：SDGs を採択しました。2020 年からは「行動の 10 年」と位置づけ、目標達成に向け、科学技術イノベーションをどのように活用していくか、すなわち STI for SDGs をどのように推進していくのか、どのような分野に投資していくか、世界的規模での取組が行われています。

しかしながら、世界を取り巻く状況は、地政学的にも大きく変化しており、予測困難な中、経済安全保障上の観点からも、その変化に如何に柔軟に対応していくかが問われています。一方、日本の研究力・産業競争力は、国際的に見て相対的に低下してきたと言われていています。この状況を打破し、社会的課題を解決していくため、新たな知の創造の担い手である大学、研究機関等を強化し、基礎的・基盤的な研究から生まれるシーズと、産業界や社会が必要とするニーズとが連携し、グローバルなエコシステムを作り、社会を活性化させることが重要になっています。そのためにも、これらに関与する人材の育成・強化こそが重要な課題です。実現に向けて、産業界、大学、公的研究機関、地方自治体、市民等、多くのステークホルダーの連携による、国際的観点からの「共創の場」の形成が求められます。

本プログラムの趣旨の中核には、「拠点ビジョンの策定」や「バックキャスト型研究開発」が据えられています。大学等が社会や産業と連携したイノベーション・エコシステムの構築の主体となる産学官連携の在り方は、学問の進め方、ひいては大学等での研究への向き合い方にも良い変化をもたらすでしょう。世界トップクラスの大学群に多くの日本の大学が入っていくには、「研究力」で評価される必要があります。拠点ビジョンの実現に向けて、異なる研究分野との融合や企業や地方自治体、市民等の多様なステークホルダーとの共創を図ることは、当該研究分野の新たな側面を引き出します。更に、国際的な視野から、産業界とアカデミアの間での人材の循環を可能にする環境を創ることが、若い研究者のキャリアパスの形成にもつながり、日本の大学等の研究力強化にも結び付き、大学等が立地する地域にも良い影響を与えます。こうしたことが、本プログラムのもう 1 つの趣旨でもある「持続的に成果を創出する自立した産学官共創拠点の形成」です。

以上のように、「拠点ビジョンの策定」、「バックキャスト型研究開発」、「産学官共創拠点の形成」を基本的な趣旨としたことが、本プログラムの特徴です。未来のありたい社会像・拠点ビジョンを描き、その実現に向けた研究開発拠点の活動を推進します。

本プログラムの推進には、産学官各界の意識改革と連携が問われており、本プログラムの果たす役割は極めて大きいと考えます。人が変わる、大学が変わる、産業界も変わる、その結果として社会が変わるといふ大きな変革の流れが、このプログラムから生まれることを期待します。

大学等・企業・地方自治体が協働・共創する多くの提案をお待ちしています。

プログラムディレクター
 東京大学 名誉教授
 松本 洋一郎

1.3.2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.3.3 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

1.3.4 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第 2 章 地域共創分野

※第 1 章の記載も合わせて必ずご確認ください

2.1 募集対象となる地域共創分野の概要

	地域共創分野
対象分野	科学技術分野全般 ※医療分野に限定される研究開発は対象外
趣旨	大学等（※1）のうち地域大学等（※2）を中心とし、地方自治体、民間企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした、自立的・持続的な地域産学官共創拠点（以下、本章では「拠点」という。）の形成
目指す拠点ビジョン （ありたい社会の姿）	地域の社会課題を捉えた、おおむね 10 年後の未来のありたい地域の社会像（地域共創分野では地域拠点ビジョンと呼称）
委託研究費 （間接経費含む）	育成型：2.5 千万円/年度
支援期間	育成型：2 年度
令和 6 年度の 採択予定件数	育成型：6 件程度

- ・上記採択予定件数は、目安であり、公募・審査の結果、採択件数がこれと異なる場合があります。
- ・実際の支援期間及び委託研究費は、プロジェクト実施計画書の精査・承認により決定します。なお、各種評価の結果等に応じて、支援期間中にプロジェクト実施計画の変更又は中止を求めることがあります。

※1 大学等

以下に掲げる研究機関の総称

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JST が認めるもの

※2 地域大学等

大学等のうち、国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校のいずれかの機関であり、幹事自治体と密な連携を取れるような場所に当該機関が組織として設置するキャンパス等（研究室

単位等で独自に設置している場所を除く) を有するなど、当該キャンパス等が提案プロジェクトの研究開発・拠点形成活動の中核的なサイト(実施場所)となる計画に対応できる機関

2.2 プロジェクトの構成要件

地域大学等を代表機関とし、1つ以上の民間企業、1つ以上の幹事自治体(詳細は2.3(5)を参照)を含む3機関以上の連名によりプロジェクトを提案してください。提案者は、本プログラムにおける提案のとりまとめ機関(代表機関)となります。本プログラムでは、代表機関における経営陣も含めた組織横断的な検討に基づき、拠点ビジョンの実現に取り組む提案を求めていますので、応募にあたっては必ず代表機関として十分な検討・調整を行ってください。

2.3 プロジェクトにおける組織・責任者

地域共創分野では、提案にあたり以下の組織や責任者を定めていただきます。

(1) 地域共創の場

拠点において、以下に示す役割を担う会議体として設置してください。

- ・産学官のステークホルダーが集い、地域拠点ビジョンを策定すること
- ・地域拠点ビジョンの達成に向けた計画の進捗確認とそれを踏まえた拠点の活動に係る支援、必要に応じた地域拠点ビジョンのブラッシュアップを行うこと
- ・地方自治体(幹事自治体等)の政策立案・実行等に対し、拠点活動に立脚した提言をすること
- ・その他、地域拠点ビジョンの実現に向けた、構成員の出身組織等による支援に係ること

構成員として、幹事自治体の幹部クラス(例えば、都道府県・政令指定都市であれば等級別基準職務表の最上位に位置付けられる職員等を想定)、代表機関の長又は担当理事等(拠点運営機構の設置責任者)、及び大学等を除く参画機関のうち主たる機関の幹部クラスを含むことを必須とします。「地域共創の場」の運営事務局は、代表機関が担ってください。

なお提案時点で「地域共創の場」を設置していない場合には、構成員となるべき者による協議によって提案に向けた地域拠点ビジョンを設定しても構いません。この場合、採択後すみやかに「地域共創の場」を設置してください。

また、文部科学省がガイドラインを提示している「地域連携プラットフォーム(※3)」を代表機関や幹事自治体関わって設置している(予定を含む)場合、「地域共創の場」は同プラットフォームも活用しつつ運用してください。

※3 地域連携プラットフォーム

文部科学省高等教育局において令和 2 年 10 月に策定した「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン～地域に貢献し、地域に支持される高等教育へ～」にいう地域連携プラットフォーム等を指します。同ガイドラインでは、「大学等のみならず、地方公共団体、産業界等の様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づく現状・課題を把握した上で将来の目標を共有し、絵に描いた餅で終わることなく地域課題の解決に向けた連携協力の抜本的な強化を図るとともに、地域の大学等の活性化やグランドデザインの策定、高等教育機会の確保や地域人材の確保、大学等を含めた地域社会の維持発展を図るための仕組み」とされています。

(参考) 地域連携プラットフォームの構築 (文部科学省 HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/platform/mext_00994.html

(参考) 地域科学技術イノベーション・エコシステムの構築に向けた方策について (最終まとめ)

https://www.mext.go.jp/content/20210129-mxt-000009610_1.pdf

(2) 代表機関

本プログラムにおける提案のとりまとめ機関であり、採択後、プロジェクト期間を通して中心的な役割を担う国内の地域大学等です。代表機関は、拠点運営機構 (詳細は 2.3(6)を参照) を設置し、プロジェクトの運営と研究開発の中心的な役割を担い、プロジェクト終了後も拠点活動を持続・発展させること及びプロジェクト運営を通じて構築する産学官共創システムの仕組みや取組を機関全体に継承させることが求められます。

また、本プログラムでは、拠点ビジョンの共有により「人が変わる」、持続的な産学官共創システムの整備・運営により「大学が変わる」、科学技術イノベーションによる社会システムの変革により「社会が変わる」ことを目指します。これらのことを踏まえ、提案書には、代表機関及び拠点運営機構の設置責任者 (詳細は 2.3(7)を参照) が代表機関のミッション等に拠点をどのように位置づけ、どのように運営していくかを記載していただきます。

(3) 参画機関

プロジェクトに参画する代表機関以外の機関です。参画機関の役割は以下のとおりです。

- ・代表機関と共に、地域拠点ビジョンの実現に必要な研究開発と産学官共創システムの構築を推進すること
- ・代表機関がとりまとめる JST からの各種依頼に対応すること

参画機関のプロジェクト期間中での追加・退出は、PO の承認を得た上で、適宜可能です。

プロジェクトに参画する大学等は、JST と委託研究契約を締結する必要があります。JST は、当該契約に基づき、大学等に必要に応じた額の委託研究費を支出します。プロジェクトに参画する大学等を除く参画機関は、プロジェクト推進のためのリソースを拠点に拠出します（当該機関のうち、育成型は幹事機関（詳細は 2.3(4)を参照）、本格型は全ての機関が参画開始初年度から必須）。また大学等を除く参画機関は、JST と委託研究契約は締結しませんが、代表機関あるいは、参画機関の大学等のいずれかと共同研究契約等を締結します。契約方式は問いません。プロジェクトを推進する上で、必要な契約等を締結し、当該契約書や覚書等の写しを JST に提出していただきます。ただし、以下の点は、契約事項等に反映させてください。

- ・共同研究等の契約には、JST の「研究成果展開事業 共創の場形成支援（共創の場形成支援プログラム）」によって共同でプロジェクトが実施されることが判るように記載してください。
- ・当該契約書や覚書等の写しは、大学等を除く参画機関がプロジェクトに参画してから 3 ヶ月以内を目処にご提出ください。

○海外機関の参画について

海外機関が、プロジェクトに参画することは可能です。ただし、本プログラムにおいては大学等に相当する機関であっても、JST とは委託研究契約を締結できません。

(4) 幹事機関

参画機関のうち、プロジェクトの中心的な構成員であり、代表機関と共にプロジェクトの全体方針の策定・意思決定や進捗に責任を負います。大学等を除く参画機関のうち幹事機関となっているものは、育成型の参画開始初年度から、プロジェクト推進のためのリソースを拠点に拠出することを必須とします。なお、幹事機関は適宜追加又は退出することが可能です。

地域共創の場のもとには、適宜「幹事機関会議」を設置した上で、以下のような項目の機能を担うことを推奨します。「幹事機関会議」の構成メンバーは、例えば、代表機関における PL 及び副 PL（詳細は 2.3(8)を参照）のほか、幹事自治体、主たる参画機関のメンバー等が考えられます。

- ・すべての参画機関のニーズを抽出し、地域拠点ビジョン案を検討した上で、それを地域共創の場に提示すること
- ・プロジェクトの中で、全体方針の策定、重要事項の意思決定・利害調整等を行うこと

(5) 幹事自治体

幹事機関のうち、大学等と「組織」対「組織」の連携を図りつつ、プロジェクトの中核となって活動する地方自治体（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）です。幹事自治体は、複数設定することも可能です。幹事自治体の役割は、以下のとおりです。

- ・ 幹事自治体が所在する地域のニーズを提示すること
- ・ 幹事機関会議（設置する場合）のメンバーとして拠点運営に深く関与すること
- ・ 代表機関との人事交流（職員の拠点運営への参画等）等、大学等との関係構築を推進すること

(6) 拠点運営機構

拠点運営機構とは、代表機関においてプロジェクト・拠点の全体管理を担う組織であり、後述する「産学官共創システム」（詳細は 2.4.3 を参照）の構築における中核的な役割を担います。また、以下の項目についても拠点運営機構が担当してください。

- ・ 拠点における参画機関のとりまとめ窓口として、必要書類等のとりまとめや連絡調整等を行うこと
 - ・ 拠点全体の窓口として、各種提出書類の JST への提出及び JST からの各種依頼に対応すること
- 拠点運営機構は、育成型のプロジェクト開始初年度からの設置を必須とします。設置の形式は問いませんが、代表機関が機関として責任をもってプロジェクト及び拠点の運営・支援を行う体制を確保するため、拠点運営機構は代表機関の長又は担当理事等（以下、「拠点運営機構の設置責任者」という。）の直轄組織としてください。

拠点運営機構の支援には、代表機関の既存の組織・体制（産学連携本部、管理部門、オープンイノベーション機構等）が全面的に関わることを求めます。また、拠点運営機構は、これら既存の組織体制等の一部門としても構いませんし、これら既存の組織体制等の兼務者を配置しても構いません。

なお、代表機関が、①本プログラムにおいて複数の提案・拠点推進を予定している場合、②過去に本プログラムに採択されている場合（最近まで実施していた場合を含む）並びに③他の産学官連携拠点形成型プログラム等を実施している（最近まで実施していた場合を含む）場合、これらの運営組織との連携や、その能力・経験を活用することにより、効率的・効果的な運営を行うこととし、その方針・内容についても提案書に記載していただきます。

(7) 拠点運営機構の設置責任者

代表機関の長又は担当理事等です。拠点運営機構を直轄の組織として、代表機関が全面的に拠点の運営・活動を支援する体制を構築してください。

(8) PL 及び副 PL

PL は拠点の責任者です。また、拠点運営機構の長として機構を指揮します。PL は、アカデミア出身者（代表機関出身者を想定。以下同じ）又は産業界出身者であり、プロジェクト開始後速やかに代表機関に身分を有する予定であること（雇用形態、勤務形態は問わない。以下同じ）を要件とします。

副 PL は、PL を補佐して拠点運営全体を担うとともに、PL による拠点運営機構の指揮を補佐します。なお PL 同様に、プロジェクト開始後速やかに代表機関に身分を有する予定であることを要件とします。

副 PL は、育成型のプロジェクト開始初年度から少なくとも 2 名の配置を必須とします。そのうちの 1 名はアカデミア出身者又は産業界出身者（以下、「副 PL（アカデミア／産業界出身者）」という。）で、PL とは異なる属性の出身者を配置してください。別の 1 名は、幹事自治体をはじめとする当該拠点に参画している地方自治体と大学等との関係構築における責任者（以下、「副 PL（自治体関係構築責任者）」という。）として、幹事自治体の職員（原則として管理職相当以上）を配置してください。

なお、特に産業界出身の PL ないし副 PL に期待される役割は、アカデミア出身の PL ないし副 PL と連携しつつ、2.3(9)に記載するような拠点運営機構の人員をとりまとめて主に以下のような事柄を指揮することです（2.4.3 産学官共創システムの項も参照し、そこで求められる機能等も考慮してください）。

- ・的確なプロジェクト進捗管理等（マイルストーン管理、競合・代替技術・研究等のベンチマーク、PDCA（計画の柔軟な見直し）等）
- ・知財戦略・知財マネジメント
- ・将来の実用化・社会実装に向けて、社会ニーズや要求仕様等の把握、ステークホルダーとの調整や参加機関・協力者等の獲得

PL 及び副 PL には求められる役割に照らして相応しい人材を選定するとともに、その役割を十分に担うことができるよう、代表機関は、PL 及び副 PL に十分な権限を付与するようにしてください。

(9) 拠点運営機構を構成する人材のイメージ

プロジェクト・拠点の全体管理を行うにあたり、PL 及び副 PL を支える人材として、例えば以下のような機能等を担う人材の配置を検討してください（2.4.3 産学官共創システムの項も参照し、そこで求められる機能等も考慮してください）。なお、以下で挙げた人材以外についても、拠点が必要と判断した人材は適宜配置してください。

- ・新たな技術シーズの発掘とニーズ・課題とのマッチングを担当する者
- ・成果の社会実装を担う機関の連携・参入や拠点発スタートアップ立上げを支援・コーディネートする者
- ・知財戦略、知財やデータの管理を担当する者
- ・広報・アウトリーチ、外部リソース獲得等を担当する者
- ・人材育成を担当する者

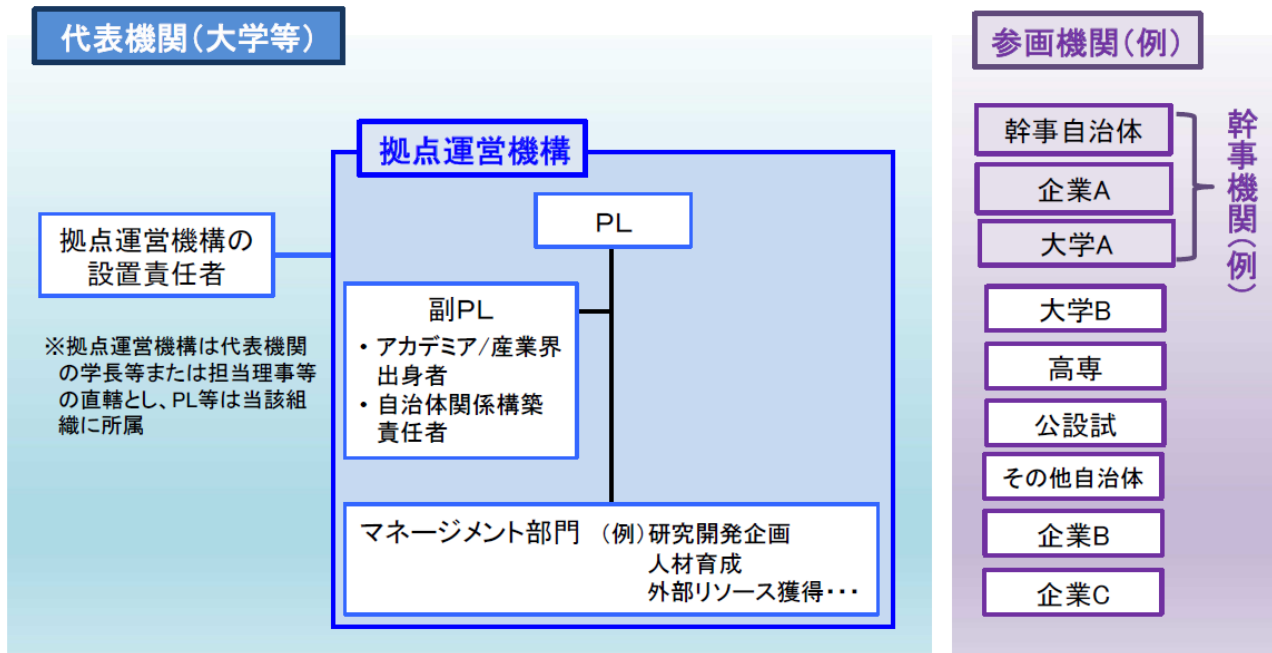
(10) 研究開発責任者・実施責任者・研究開発課題リーダー

プロジェクトにおける、参画機関・研究開発課題ごとの責任者です。役割は以下のとおりです。

- ・研究開発責任者：各参画機関（大学等）におけるプロジェクト実施上の責任者（代表機関においては PL）
- ・実施責任者：大学等を除く各参画機関におけるプロジェクト実施上の責任者
- ・研究開発課題リーダー：大学等に身分を有する各研究開発課題の進捗管理等の責任者

※研究開発課題リーダーは研究開発責任者と兼ねることが可能です。

拠点運営機構を中心とするマネジメント体制図



2.4 プロジェクトの主要構成要素

本プログラムでは、地域拠点ビジョン実現のための「バックキャストによるイノベーションに資する研究開発」とそれを支える「自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築」をパッケージで推進します。

育成型への応募にあたっては、これらの主要構成要素を含む構想をご提案ください。検討段階の内容を含んだ提案であっても応募は可能です。詳細については、「3.5 審査の観点」を参照してください。

2.4.1 バックキャスト型研究開発におけるビジョン・ターゲット

地域拠点ビジョンを出発点として、バックキャストによりターゲット及び研究開発課題を設定してください。

地域拠点ビジョンとは、SDGs に基づく提案者らが立地する地域の社会課題を捉えた、おおむね10年後の未来のありたい地域の社会像です。プロジェクトに参画する機関のほか、市民や研究開発成果の受益者等の多様なステークホルダーも巻き込み、ありたい社会像として「誰の」「どのような」課題の解決を目指すのかを追求しながら、策定（地域拠点ビジョンの深掘りやブラッシュアップ等

の作り込みを含む) をしてください。

地域拠点ビジョンは、当該地域の多様なステークホルダーとともに取り組む地域課題（地域の社会的・経済的な課題）を、科学技術を活用して解決できる見通しがあることを重視します。また、地域拠点ビジョンは必ずしも提案する地方自治体のエリア全体である必要はなく、その一部のエリアを対象又は複数の地方自治体による一定のまとまりのある地域を対象とすることも可能です。

また、プロジェクトに参画する全ての機関は、それぞれトップ層に至るまで地域拠点ビジョンを共有することが求められます。なお、地域拠点ビジョンは、採択後もプロジェクト期間を通じて、参画機関・参加者との議論を重ね、深掘りやブラッシュアップ等の作り込みを行ってください。

また、本プロジェクトにおいては、地域拠点ビジョンの実現に向けて必要であり相応しい、「目指す将来の拠点像」を設定してください。

「目指す将来の拠点像」設定にあたっては、代表機関のミッション等における提案プロジェクト（拠点）の位置づけを明確化した上で、その位置づけを踏まえて、どのように自身の強みや特色を伸ばし発展させていくか、代表機関としてプロジェクト終了時にどのような姿になっていたのか（目指す将来の機関像）も明確化することが求められます。

ターゲットには、プロジェクト終了時点までに実現を目指す「具体的かつ到達可能な社会実装の姿又はプロジェクト終了後の近い将来の社会実装に向けた具体的マイルストーン（駆動目標）」を設定いただきます。地域拠点ビジョン実現のために解決すべき技術的、社会的、経済的課題等をターゲットとして設定した上で、プロジェクト期間内の達成を目指してください。なお、ターゲットについては、社会動向の変化やプロジェクトの進捗状況を踏まえつつ、地域拠点ビジョンからのバックキャストを繰り返して、柔軟に必要な見直しを行ってください。

地域拠点ビジョンからバックキャストによりターゲット・研究開発課題を設定するプロセスにおいては、以下の点を重視してください。

- ・地域の社会ニーズを的確にとらえること（その際、「誰の」「どのような」課題の解決を目指すのかを考慮しながら社会ニーズを特定すること）
- ・地域拠点ビジョンの実現に向けて以下の事項を行うこと
 - ①現状調査・要因分析・課題の抽出（経済性、社会制度・規制面）を行うとともに、多様なステークホルダーによる検討を行うこと
 - ②研究開発に関する課題を抽出すること

- ・他の地域における同様の社会課題解決を目指した研究開発や代替手段とのベンチマーキング（比較優位性の検討等）を行うこと
- ・適宜、地域拠点ビジョンの実現に向けて障壁となる社会的課題を解決するため、人文・社会科学の研究者等の参画や知見を活用すること
- ・本格型期間の 5 年度目を目途に、地域拠点ビジョンの一部について実現の見通しを得られるような計画であること

2.4.2 研究開発課題

地域拠点ビジョンの実現、及びターゲットの達成に向けて、必要な数の研究開発課題を設定してください。なお、研究開発課題については、社会動向の変化やプロジェクトの進捗状況を踏まえつつ、地域拠点ビジョン・ターゲットからのバックキャストを繰り返して、追加・入替・中止等を行うことができます。

提案時に、研究開発課題ごとに、中間目標及び最終目標を含むロードマップの記載を求めます。なお、研究開発課題及びロードマップはプロジェクトの進捗状況や社会動向・研究動向等に応じ、適宜柔軟に見直すことが求められます。

提案時に設定した個別の研究開発課題については、原則として本格型期間の 5～7 年度目までを目途に、PoC を達成することを想定しています。

個別の研究開発課題が PoC を達成した以後は、民間資金を活用した研究開発に段階的に移行（PoC 達成年度の翌年度以降の研究開発経費は、PoC 達成年度の金額を基準として、それぞれ最大 80%程度（達成年度の翌年度）、最大 40%程度（達成年度から 2 年度目）、0%（同 3 年度目以降）とすることを目安）いただきますが、PoC を達成した研究開発課題の研究開発経費の減額分は、JST と協議の上、その全部又は一部について、PL の権限で、別の研究開発課題の促進や、新規の研究開発課題に充当することが可能です。

PoC の達成の判断基準（PoC 達成目標）は、大学等の研究開発方針、大学等を除く参画機関の研究開発・事業移管計画なども踏まえて十分な協議を行い、研究開発課題リーダーの同意の下、採択後に PL が設定するものとします。

なお、PoC 達成目標には主に以下のようなものが想定されます。

- ・民間企業等による事業化、製品化の方針決定
- ・大学等と大学等を除く参画機関とのクローズドの共同研究契約の締結

- ・大学等有する知的財産のライセンス契約の締結
- ・大学等発ベンチャー企業の設定 等

原則として、個別の研究開発課題における PoC 達成については、PL が達成・不達成を判断し、PO がこれを評価し承認することとします。また、PL はプロジェクト内の全研究開発課題について、初回の中間評価時（本格型期間の 4 年度目）には PoC 達成の見込みを、2 回目の中間評価時（同 7 年度目）には PoC 達成の状況を報告します。PO は、中間評価、サイトビジット及び拠点面談等の機会のほか、計画書に記載された個別研究開発課題の中間目標達成時期ごとに PoC の内容、達成可否について評価を行うことがあります。

なお、プロジェクトにおいて、社会課題解決に向けた共通基盤技術など、PoC 達成が本格型期間の 5～7 年度目を超える場合や、本質的に PoC 達成が見込めない研究開発課題を一部設定する提案も認められます。

2.4.3 産学官共創システム

産学官共創システムとは、代表機関を中核とし、多様なステークホルダーの参画のもと、良質な研究開発成果・知財やデータの創出・活用、事業化・社会実装、ベンチャー創出、人材育成等の「知」、「資金」、「人」の好循環を生み出すマネジメント体制が整備されたシステムです。

産学官共創システムの構築においては以下(1)～(3)の要件に留意してください。なお地域共創分野においては、大学等と地方自治体の関係強化についても検討・実施してください。

なお拠点は、本プログラムを実施するだけでなく、他の競争的研究費の獲得や産学官連携に係る自主的な取組を組み合わせ、それぞれの拠点の特色や強みを活かした拠点運営を行うことを期待します。

(1) 産学官共創システムに求められる要素

- i) 全体運営における場作り：
 - ・拠点運営に必要な規約等の策定
 - ・全ての参画機関が研究進捗の共有・意見交換を行うことのできる場・機会の設定
- ii) 研究開発企画（地域拠点ビジョン・ターゲット・研究開発課題の探索・構築）：
 - ・地域拠点ビジョン案の策定・共有・更新、新たなターゲット・研究開発課題の設定（その繰り返し・更新を継続）
 - ・新たな技術シーズの発掘とニーズ・課題とのマッチング、研究開発課題の組成

iii) 産学官連携マネジメント：

- ・計画・進捗管理、知財・データの管理及び活用、経理・契約管理、参画機関との調整、持続的な産学官共創システムの形成に向けた検討

iv) 研究開発基盤：

- ・基幹となるサイエンスの創出・育成
- ・共用設備機器群の整備、運用（メンテナンスを含む）
- ・実証フィールドの整備・運用
- ・異分野融合、新分野開拓の進展

v) 外部リソースの獲得：

- ・自立化に向けた資金計画の検討
- ・新たな参画機関の勧誘、共同研究や資金・リソース拠出等に係る機関との交渉
- ・競争的研究費等の獲得活動
- ・成果の社会実装に向けた活動
- ・大学等発ベンチャー投資への対応
- ・拠点の広報活動

vi) 出口戦略・社会実装に向けたマネジメント：

- ・社会ニーズの把握
- ・成果の社会実装を担う機関の連携・新規参入のコーディネート
- ・実証フィールドや成果の社会実装の場となる地方自治体との連携・新規参入のコーディネート
- ・産・学・官のコンソーシアムの形成・運営
- ・拠点発スタートアップ立上げ支援
- ・知財化・ライセンスアウトの推進

vii) 人材育成：

- ・プロジェクト終了後も産学官連携の中核を担う研究人材の育成
- ・プロジェクト終了後も拠点運営の中核を担うマネジメント人材の育成

viii) 地域創生・地域活性化：

- ・学生が当該地域に定着する仕組みの構築（当該地域の企業が学生の有償インターンシップを受け入れる等）
- ・幹事自治体をはじめとする当該拠点に参画している地方自治体との密な連携活動

(2) 外部リソースの獲得について

大学等を除く参画機関からのリソースの獲得について、当該機関のうち、育成型では幹事機関、本格型では全ての機関を対象に参画開始初年度からの獲得を必須とします。提案書には採択後の外部リソース獲得見込みを記載していただきます。また、外部リソース最低獲得額は要件とせず、かつマッチングファンド方式とはしませんが、本格型では拠点の自立化に向けて、プロジェクトの進捗に応じた外部リソースの拡大の状況を、中間評価等において確認・評価します。

(3) 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」について

各プロジェクトは、持続的な産学官共創システムの構築・運営に資するため、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議事務局）を踏まえた産学官連携マネジメント改革を、産学官共創システム構築に導入してください。

特に「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」（令和 2 年 6 月 30 日 文部科学省・経済産業省）に関連する事項（研究者等（共同研究に参画する学生含む）の有する「知」への価値付け、研究成果として創出された「知」への価値付け、必要となる経費の適切な分担、知的財産権の積極的活用を前提とした契約、兼業・クロスアポイントメント制度の活用）については、積極的に取り組んでください。

また、附属資料の「大学知財ガバナンスガイドライン（大学知財 GGL）」（令和 5 年 3 月 29 日 内閣府・文部科学省・経済産業省）には大学における知財マネジメント及び知財ガバナンスに関する考え方が示されており、「ガイドラインを理解するための FAQ ～「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実用的な活用に向けて～」（令和 4 年 3 月 18 日 経済産業省・文部科学省）には大学等の取組事例、実効性が高い具体的な手法や解釈が整理されておりますので、参考にしてください。

上記のガイドラインを踏まえて、拠点の現状にあわせた自主的な計画を策定し、実行することを期待します。

第 3 章 公募・審査について

3.1 公募期間・審査スケジュール

公募期間及び審査スケジュールは以下を予定しています。

- 公募開始：令和 6 年 4 月 26 日（金）
 - 公募終了：令和 6 年 6 月 25 日（火）12:00（正午）
 - 書類審査期間：令和 6 年 6～7 月頃
 - 面接審査期間：令和 6 年 8 月頃
 - 審査結果の通知：令和 6 年 8 月下旬以降
 - プロジェクト開始：令和 6 年 10 月以降
- ※書類審査期間以降は全て予定です。今後変更となる場合があります。
- ※面接を行う具体的な日時は、JST から対象者に通知いたします。

3.2 応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて提案書をアップロードください。e-Rad の操作方法については「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

締切間際は e-Rad サーバーが混雑するため、提案書の作成状況によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分もって、応募を完了してください。なお、締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない課題提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

また、一般社団/財団法人等の、大学等に該当することが明らかではない機関・法人が、大学等として参画を希望する場合は、代表機関、参画機関を問わず、応募前に速やかに事務局までお問合せください。JST にて当該機関・法人が大学等に該当するか判定を行い、大学等に該当しないと判断された場合は、JST と委託研究契約を締結することはできません。

- ・連絡先：platform@jst.go.jp
- ・件名：【公益判定依頼】問い合わせ者所属・氏名

【提案書様式の入手方法】

e-Rad で受付中の公募一覧から、公募要領と提案書様式がダウンロード可能です。また、以下のホームページからもダウンロードできます。

- 本プログラム公募情報 <https://www.jst.go.jp/pf/platform/koubo.html>

応募に際しては以下の点にご留意ください。

- ・本プログラムでは、代表機関のミッション等におけるプロジェクト（拠点）の位置づけを明確化することを求めていますので、応募にあたっては必ず代表機関として、経営陣も含め組織横断的に十分な検討・調整を行ってください。

この趣旨を踏まえ、同一の代表機関が、複数の提案を行う場合又は提案時点で本プログラムを実施中の拠点（政策重点分野を除く。以下、「既存拠点」という。）がある場合には、提案書様式 3 に、当該様式による提案（以下、「当該提案」という。）以外の提案（既存拠点含む。以下、「他提案」という。）の目的・概要や、当該提案及び他提案との間の関係性（体制面や研究開発面で相互連携する内容等）、他提案に加えて当該提案を実施することにより見込まれる相乗効果等を記載していただきます。

- ・過去に育成型として採択された課題と実質的に同一内容を再度提案された場合、その理由・背景を確認することがあります。
- ・拠点を構成する機関が、本プログラムの支援期間中に国際卓越研究大学に認定された場合、当該大学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画に記載され助成の対象となる取組と本プログラムの取組で重複が生じないものについて支援します。
- ・「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の申請大学及び採択大学が、本プログラムの代表機関や参加機関となって提案することは可能です。

3.3 審査（事前評価）の流れ

(1) 形式審査

提案書類について、応募の要件（提案者の要件、提案内容の要件、必要な書類の有無、不適正経理に係る申請資格の制限がないこと等）を満たしているか審査します。応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 書類審査

共創分野及び地域共創分野の全 5 領域の PO・副 PO 及びこれらに協力する有識者・専門家で構成される審査会（以下、「審査会」という。）にて、書類審査を実施し、面接審査の対象となる提案を選定します。なお、審査会の座長は西村訓弘（三重大学 大学院地域イノベーション学研究所 教授／三重大学 特命副学長／宇都宮大学 特命副学長）、副座長は岸本喜久雄（東京工業大学 名誉教授）が務めます。

書類審査にあたって、応募件数等に応じて、第一段審査を行うことがあります。第一段審査は、主としてプログラムの趣旨に合致しているかの観点で行い、それらを満たす研究提案についてのみ書類審査を行います。第一段審査の実施有無は、公表しません。

(3) 面接審査

審査会にて、面接審査を実施します。なお、審査会の座長及び副座長は書類審査と同一です。面接審査の実施要領・日程等は提案者に改めてお知らせいたします。

面接審査は Zoom を使用して開催します。面接審査には【PL】、【拠点運営機構の設置責任者】及び【副 PL】の出席を必須としますが、プロジェクト参加者も出席が可能です。

口頭発表は原則として、以下の方に発表していただく予定です。

- PL：地域拠点ビジョン・ターゲット／研究開発課題／運営体制／持続可能性に関する発表
- 拠点運営機構の設置責任者：代表機関のミッション等におけるプロジェクトの位置づけ／持続的な産学官共創システムの整備・運営に向けて、「大学が変わる」の観点から大学の「なに」を「どのように」変えたいのか等に関する発表

(4) 採択候補提案の選定

書類審査及び面接審査を踏まえ、JST が採択候補提案を選定します。

(5) プロジェクト実施計画等の調整

採択候補提案に関し、提案者と JST との間で、プロジェクト実施計画及び委託研究契約に係る採択条件の調整を行います。審査の結果、一定の条件を付す場合があります。条件に合意できない場合は、採択辞退とみなします。

(6) 採択プロジェクトの決定・公表

採択条件の合意が得られたプロジェクトについて JST が採択を決定します。採択したプロジェクトについては、拠点名、PL 等の氏名・所属機関名・役職、代表機関名、参画機関名、プロジェクトの概要を JST のホームページ等で公表します。不採択の場合は、提案内容の公表は一切行いません。

※審査の過程においては、提案者及び提案書に連名する機関に対し、提案内容等について問い合わせを行う場合があります。

※審査は全て非公開で行います。

※審査の経過は通知いたしません。また、お問い合わせにも応じられませんのでご了承ください。

3.4 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 審査に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、拠点の主要メンバー（PL、副 PL、研究開発責任者、研究開発課題リーダー、実施責任者を指す）に関して、以下に示す利害関係者は審査に加わりません。

a. 拠点の主要メンバーと親族関係にある者。

※ここでいう親族関係とは、配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族を指します。

b. 拠点の主要メンバーと大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は拠点の主要メンバーが所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると思なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。

c. 拠点の主要メンバーと同一の企業の同一部門に所属している者、拠点の主要メンバーが所属する企業の役員その他経営に関与していると思なされる者（当該企業の親会社等に所属する者で、当該企業の経営に関与していると思なされる者を含む）。

d. 拠点の主要メンバーと緊密な共同研究を行う者（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは拠点の主要メンバーの研究課題の中での共同研究者等をいい、拠点の主要メンバーと実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）。

e. 拠点の主要メンバーと密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。

f. 拠点の主要メンバーの研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。

g. その他 JST が拠点の主要メンバーの利害関係者と判断した者。

(2) PL の利益相反マネジメント

PL が「PL に関係する機関」をプロジェクトの参画機関とする提案を行い、「PL に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、PL の利益相反に該当する可能性がありま

す。従って、PL と「PL に関する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「PL に関する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合のプロジェクトの参画機関をいいます。なお、a 及び b については PL のみではなく、PL の配偶者及び一親等内の親族（本項では、「PL 及び配偶者等」と総称）についても同様に扱います。

a. PL 及び配偶者等の研究開発成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

b. PL 及び配偶者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。

c. PL が株式を保有している機関。

d. PL が実施料収入を得ている機関。

「PL に関する機関」をプロジェクトの参画機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から PO が審査します。

そのため、「PL に関する機関」をプロジェクトの参画機関とする場合、【提案書様式 5_7_利益相反マネジメントの実施】にて「PL に関する機関」がプロジェクトの参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、PL の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下、「出資先企業」という。）を本プログラムが採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について PO が審査します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、【提案書様式 5_7_利益相反マネジメント

の実施]にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本プログラムの採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本プログラムの公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

3.5 審査の観点

審査の項目	審査の主な観点
地域拠点ビジョン・ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点ビジョンは、以下の項目を満たす構想となっているか <ul style="list-style-type: none"> －地域の社会課題を捉えた、おおむね 10 年後の未来のありたい地域の社会像であること －地域拠点ビジョンの実現により、「人が変わる」「大学が変わる」「社会が変わる」ことが期待される野心的な内容であること －「誰の」「どのような」課題を解決したいのか、SDGs のどの項目を「どのように」解決しようとするのか、という視点を踏まえていること －代表機関のミッション等に基づき、自身の強みや特色を伸ばし発揮することで実現できるものであること －代表機関の研究ポテンシャルを活かしつつ、地方自治体や民間企業等とのパートナーシップのもと、地域の産学官からの参画機関・参加者が自分事として、かつ総力を挙げて取り組むものであること ・ターゲットは、以下の項目を満たす構想となっているか <ul style="list-style-type: none"> －「誰の」「どのような」課題を解決したいのか、SDGs のどの項目を「どのように」解決しようとするのか、という視点を踏まえていること －地域拠点ビジョンからのバックキャストを踏まえ、ターゲットの達成が地域拠点ビジョンの実現につながることを、科学的根拠に基づき論理的に説明可能であること ・地域拠点ビジョンとターゲットは、全ての参画機関と十分に議論して策定され、共有されているか ・地域拠点ビジョンとターゲットは、採択後も作り込みや見直しを行うことが想定されているか。また、それに対応するプロセスや体制が検討されているか
研究開発課題	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発課題は、本格型への昇格を見据えて以下の項目を満たすことが期待されるか <ul style="list-style-type: none"> －ターゲットの達成に必要な内容であること －先行する取組のほか、従来技術や既存知的財産の確認等による現状調査と、それらとの徹底的なベンチマーキングを行い、自らの強みと弱みを正確に捉えた上で、国内外の他の研究開発や代替手段と比較して優位性があること －代表機関等の強みや特色を伸ばし発揮すること －産学官連携や異分野融合といった観点を踏まえた複数の研究開発課題の設定 －研究成果の社会実装にあたっての課題（経済性、社会制度・規制面等）の抽出や対応方針の考慮 ・ロードマップには、研究開発課題ごとに中間目標及び最終目標が適切に設定されることが期待されるか ・研究開発課題は、社会動向の変化やプロジェクトの進捗状況を踏まえつつ、地域拠点ビジョン・ターゲットからのバックキャストを繰り返し、必要に応じて、追加・入替・中止等を行うことの想定及びそれに対応するプロセスや体制が検討されているか
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点運営機構の体制や運営方針が、以下の項目への対応を通じて、本格型への昇格に向けて十分整備されると期待できるか <ul style="list-style-type: none"> －プロジェクトマネジメントに関する十分なリーダーシップや資質がある PL 及び副 PL の配置（※）

	<ul style="list-style-type: none"> - PL 及び副 PL がリーダーシップを発揮するために必要な環境の整備（権限の付与等） - 代表機関の既存の産学官連携体制・ノウハウ等を活用・連携した効果的・効率的な運営体制の構築 ・代表機関が全面的に拠点の運営・活動を支援する体制構築が期待できるか ・産学官共創システム構築に係る以下の項目について期待できるか <ul style="list-style-type: none"> - 産学官連携ガイドラインも踏まえつつ適切な産学官共創システム構築の方針の策定 - 研究開発基盤の整備・運用方針の適切さ - 外部リソースの獲得計画の妥当性 - 研究人材・マネジメント人材の育成方針の妥当性 ・幹事自治体が、以下の項目への対応を通じて、拠点運営に対して組織的かつ積極的に関与することが期待できるか <ul style="list-style-type: none"> - 副 PL（自治体関係構築責任者）の適切な配置 - 大学等との関係構築の推進（代表機関等との人事交流等） ・拠点において、適切な「地域共創の場」の設置が検討されているか ・拠点において、年齢や性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有するプロジェクト運営が期待できるか
<p>持続可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代表機関は、自身のミッション等に基づき、当該拠点のために外部リソースの活用や、人的、財政的及び制度的支援を行うなど、本格型プロジェクト終了後も責任をもって拠点の持続・発展に貢献することが期待できるか ・幹事機関（幹事自治体含む）は、本格型プロジェクト終了後も責任をもって拠点の持続・発展に貢献することが期待できるか ・本格型プロジェクト終了後の拠点の自立化に向けた取組（資金確保や研究人材・マネジメント人材の継続雇用）について、育成型期間の取組計画・達成目標等を踏まえつつ、本格型期間を経て自立化に至る構想が、現時点において適切に策定されているか

※ PL 及び副 PL に求められる役割等

PL：機構運営機構の長として機構を指揮すること

副 PL：PL を補佐して拠点運営全体を担うとともに、PL による拠点運営機構の指揮を補佐すること

副 PL（自治体関係構築責任者）：拠点に参画している地方自治体と大学等との関係構築を指揮すること

産業界出身の PL ないし副 PL：アカデミア出身の PL ないし副 PL と連携しつつ、プロジェクト進捗管理、知財戦略・知財マネジメント、将来の実用化・社会実装に向けた取組、及び産学官共創システムの構築等を指揮すること

第 4 章 募集・審査・プログラム運営にあたっての基本的方針

共創の場形成支援プログラム 共創分野・地域共創分野 審査会

座長 西村 訓弘 (三重大学 大学院地域イノベーション学研究科 教授
/三重大学 特命副学長/ 宇都宮大学 特命副学長)

副座長 岸本 喜久雄 (東京工業大学 名誉教授)

1. 共創の場形成支援プログラムについて

本プログラムでは、今年度は地域共創分野の育成型で新たな提案を募集します。

今年度で 4 回目の公募となる地域共創分野は、地域大学等を中心とし、地方自治体、民間企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした、自立的・持続的な地域産学官共創拠点の形成をねらいとしています。地域大学等が自ら有する強み・特色を最大限に活かしながら、地域課題の解決に貢献し、地域の関係者と共有する未来ビジョンを実現する役割を果たし続ける大学になっていただくことをひとつの目標と考えています。

地域の社会課題を捉え、その解決を目指してリードする拠点を形成いただくために、代表機関である大学や公的研究機関を中心に「未来の社会をどう変えたいのか、どう変わるべきなのか」というありたい社会像とそれを実現する明確な地域拠点ビジョンとを設定し、多様なステークホルダーと共有しながら、自らの組織を含めた社会の変革を実践していただくことを期待しています。

2. ビジョン主導・バックキャスト型のアプローチによる拠点形成

本プログラムで活動する拠点には、ありたい未来の社会を夢のある構想として明確に描き、産学官の力を結集して、「人が変わる」、「大学が変わる」、「社会が変わる」といった大きな社会の変革を起こすことに責任を持って取り組んでいただきます。その実現のためには「ビジョン主導・バックキャスト型」のアプローチが重要です。

バックキャストの手続きでは、なぜ取り組むべきかを踏まえてビジョンを策定し、そのために何に取り組む必要があり(ターゲット)、どのように実現するのか(研究開発課題)を順に明確にして、拠点ビジョン実現に向けたストーリーを作り込んでいきます。どのように実現するのかという点においては、これまでの経験や研究成果、チームの人材といった強みや特色、地域の特性などを十分に考慮してください。重要なのは、あるべき社会像と自身の有する強みや特色とを組み合わせながらビジョン実現に向けたストーリーを描くことです。その際、「自らの拠点・大学等が将来どのような姿になってほしいのか」「大学等をどう変えたいのか」を踏まえ、ありたい社会像に対し拠点がど

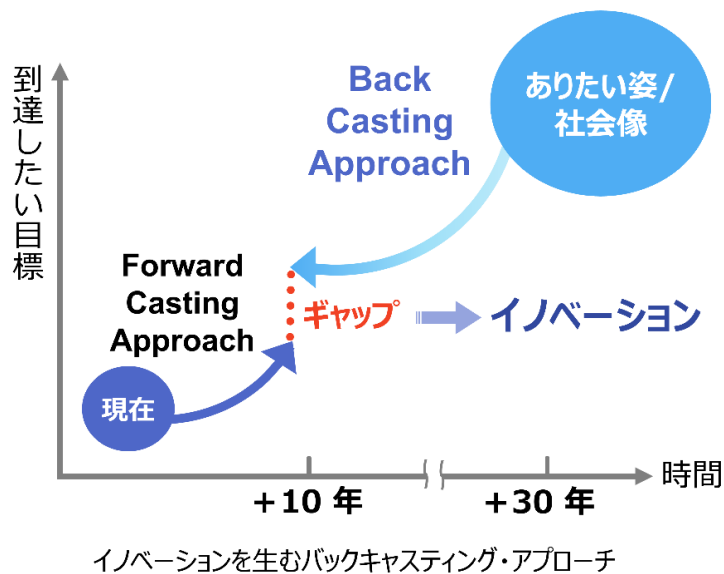
のようにコミットするののかという点についても十分な議論を行ってください。

現在、世界は VUCA (Volatility: 変動性・不安定さ、Uncertainty: 不確実性・不確定さ、Complexity: 複雑性、Ambiguity: 曖昧性・不明確さ) の時代とされています。10 年という長期間、拠点を運営するにあたって、当初定めた計画がその通りに進むことはほぼありません。採択後も、社会動向の変化やプロジェクトの進捗状況を踏まえつつ、バックキャストを繰り返すことで、ターゲットや研究開発課題の追加・入れ替え・中止等を検討してください。ダイナミックかつ柔軟に計画を見直す機能を拠点に備えつつ、社会課題の解決に向けた強力なストーリーを作っていただきたいと思えます。

実際にありたい未来社会の姿からバックキャストして必要とされる基盤的な技術を洗い出すと、提案時に保有している技術からの継続的な進展で実現できる性能・要素との間に乖離があることに気づくかもしれません。この乖離が、実はイノベーションを引き起こす原動力になります。視点を変え、このような乖離を埋めることに焦点を当てると、そこには社会進歩に繋がる革新的な研究要素が存在し、このように見出した新しい研究要素に対して挑戦的な研究を行うことが、社会実装への確度が高い成果に繋がると思えます。こうした点について、大学の強みや特色、拠点のコアアセット（研究、技術、知財、体制など）なども活かしてどのように取り組んでいくか、拠点到何が足りていないかを議論し、足りない部分については新たな参画機関を募り必要な人材や研究開発課題等を外部から取り入れることも検討しながら、拠点形成のシナリオを策定して行ってください。

拠点運営においては、参加メンバーの増加や入れ替えが多々生じます。それを前提に、ビジョンやそれに込められた思いを誰とでも常に共有できるよう、形にしておくことも重要です。

こうした取組を通じて、社会課題の解決をリードする拠点が形成され、その中で 10 年後、20 年後を支える人材が育っていくことを期待しています。



3. 大きな社会変革を実践するための運営体制

大きな社会変革は、1つの大学や公的研究機関だけでは決して達成できるものではなく、新たな知の創造を得意とするアカデミアが、企業や地方自治体、市民など、多様な組織やメンバーと対等な立場で、お互いに敬意を払いながら意見を出し合い、同じ目標を目指す「共創チーム」を形成して取り組むことで達成されます。

多様な組織やメンバーとの共創は、本当に強力な拠点ができるかの鍵となります。既存の固定概念に縛られることなく新しい発想で活動していくためには、世代、ジェンダー、経験、国籍等の異なる者どうしが一緒に議論し、自由な発想で進める場とする工夫が必要です。また、先端技術の研究のみでなくそれによって社会を変えていこうとする上では、社会経済と密に関わるメンバーが必要となる場合もあります。従来、想定されていた産業界や技術分野に留まらないような業種や、産・学・官、大企業・ベンチャーなど、様々な職種といった面での組織やメンバーの多様性も考慮してください。また、拠点形成においては、従来の研究マネジメントに留まらず、経営・事業化のマネジメントが不可欠ですので、このようなマネジメントに長けた人材を早期から巻き込む戦略を立てることも重要です。

こうした組織やメンバーによる共創の場の運営には、異なる立場、異なる意見を持つ様々なメンバーと対等な立場でコミュニケーションしていく PL や副 PL のリーダーシップが求められることはもちろんですが、すべての参加メンバーが自分事として主体性を発揮し、積極的にリードしていくことも求められます。それによって、地域や国、世界をリードする拠点としての強力なリーダーシップを生み出していきたいと思えます。

4. プログラムの運営方針

提案の審査及び採択後のハンズオン支援を行う PO・副 PO・AD 等については、技術的な専門性のみでなく、地域における産学官連携、大学経営、人材育成等に知見を有する方、成果の社会実装・事業化という点でベンチャー・スタートアップ支援や投資に関する専門的知識・経験を有する方等にも参画していただいています。また、採択された拠点間で拠点運営に関する情報交換を行ったり、複数拠点に共通する課題について先行事例等を学ぶといった機会も設けています。

本プログラムを通じて、大学や公的研究機関を中心とした産学官の連携体制を構築し、地域の社会課題を解決する活動・実績を全国各地で生み出し、日本全体や世界に大きなムーブメントを創出していきたいと考えています。

そのためにも、本格型に向けた構想をより具体的に作り込む育成型期間での取組みは重要です。この期間の活動をより一層有意義にするためにも、本提案にあたって「ビジョン主導・バックキャスト型のアプローチによる拠点形成」の構想について十分に議論し検討を深め、未来のありたい社会像を一步踏み込んで明確化されることを期待します。

皆さんの意気込み、チャレンジにあふれるご提案を、心より楽しみにしています。

第 5 章 採択後の研究推進等について

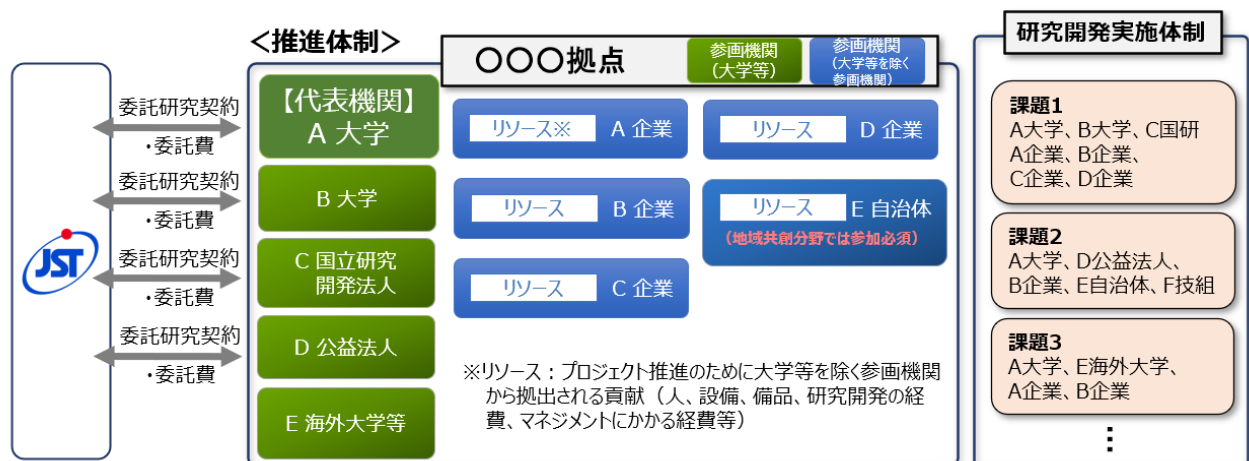
5.1 プロジェクト実施計画の作成

採択決定後、PL は、プロジェクト実施計画書を作成し、代表機関がとりまとめて提出してください。実施計画書には委託研究費の用途や実施体制についての計画が含まれます。実施計画書は年度ごとに作成し、各年度の実施計画は PO の承認を経て決定します。

PO は実施計画の承認にあたり、事前評価の過程や、プロジェクトの進捗状況、各種評価の結果等を基に、実施計画に対する助言や調整、指示を行います。

なお委託研究費及び実施体制は、PO によるマネジメント、各種評価の結果、本プログラム全体の予算状況等に応じ、プロジェクトの途中で随時見直しを行います。

5.2 委託研究契約



- 採択後、JST は代表機関・参画機関のうち大学等に相当する機関（以下、「研究機関」という。）との間で委託研究契約を締結します。
- 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「5.7 研究機関の責務等」を参照してください。
- 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。

5.3 委託研究費

JST は委託研究契約に基づき、直接経費に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究

費として研究機関に支払います。原則として「大学等」に相当する機関に対してのみ、JST の委託研究費を支出することができます。大学等を除く参画機関がプロジェクトで活動する際に必要となる費用については原則、参画機関自身に負担いただきます。

5.3.1 直接経費

直接経費とは、プロジェクトの実施に直接的に必要な経費です。直接経費は、研究開発経費及びプロジェクト推進経費により構成され、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究開発責任者及びプロジェクト実施計画書記載のプロジェクト参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：プロジェクト参加者（但し、研究開発責任者を除く（※2））の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等（※2）

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下、「機器共用システム」という。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「6.12 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

なお本プログラムにおいては、バイアウト経費及び直接経費からの研究代表者（PI）の人件費支出については PL のみを対象といたします。人件費の取り扱いについては、公募要領と合わせ以下にて公開しております事務処理説明書も併せてご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2024/seikatenkaia.html>

(注)直接経費として支出できない経費の例

- ・プロジェクトの目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの (※)

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2024/seikatenkaia.html>

※ 上記 URL は研究契約書類が掲載されている TOP ページとなります。研究契約書類が準備でき次第、こちらのサイトに掲載します。

5.3.2 間接経費

間接経費とは、プロジェクト実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として直接経費の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 5 年 5 月 31 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、用途の透明性を確保する必要があります。

5.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

5.4 育成型における本格型への昇格審査

共創分野及び地域共創分野の全 5 領域の PO・副 PO が、有識者・専門家の協力を得て、育成型における本格型への昇格審査を実施します。昇格審査は、プロジェクトの 2 年度目（最終年度）に実施します。

5.5 本格型における評価

各領域の PO・副 PO が、AD 等の協力を得て、本格型における中間評価及び事後評価等、プロジェクトの各種評価を実施します。

中間評価は、プロジェクト開始後、4 年度目及び 7 年度目を目安として、事後評価は、プロジェクト終了後できるだけ早い時期又はプロジェクト終了前の適切な時期にそれぞれ実施します。上記の他、PO が必要と判断した時期に、プロジェクト評価を行う場合があります。

なお、地域共創分野においては、4 年度目の中間評価において、当該拠点が地域にとって必要な存在と認められているかについて評価します。

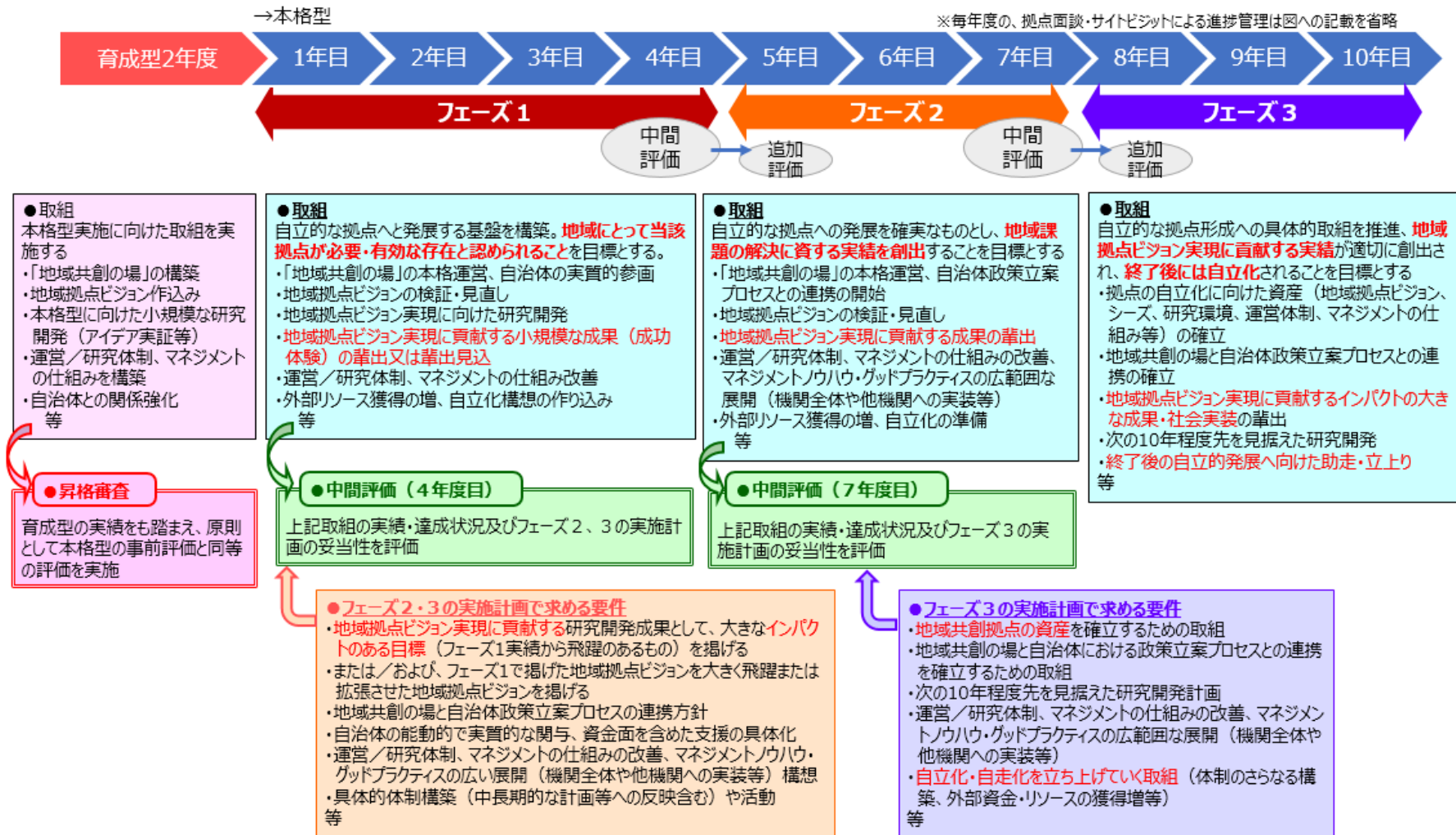
プロジェクトの各種評価の結果は、以後のプロジェクト実施計画の調整、資源配分（委託研究費の増額・減額や研究開発体制の見直し等を含む）に反映します。評価結果によっては、プロジェクトの中止や一部縮小、プロジェクト間の融合・連携調整等の措置を取ります。

中止とする場合、成果やノウハウのとりまとめ等に最低限必要な人件費等については、最長 1 年間措置することがあります。

プロジェクト終了後一定期間を経過した後、拠点の自立化・発展状況や成果等の活用状況、参画者の活動状況等について追跡評価・追跡調査を実施する場合があります。

その他、プログラム全体の目的達成に向けた進捗状況や運営状況等の観点から、PO 等を対象としたプログラム評価が行われる場合があります。PL はじめ、プロジェクト関係者は、当該評価に必要と認められる範囲で協力していただきます。

地域共創分野の各種評価とフェーズ構成イメージ



5.6 代表機関等の責務等

PL、副 PL、研究開発責任者、拠点運営機構の設置責任者、その他大学等における研究参画者は、JST の委託研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、委託研究費を公正かつ効率的に執行する責務があります。

(1) プロジェクトのマネジメント

代表機関は、プロジェクト遂行上のマネジメント、成果の公表等及び産学官共創システムの構築等を含むプロジェクトの推進全般についての責任を持つ必要があります。プロジェクト実施計画書の作成、各種承認申請書の提出及び定期的な報告書の提出等は、代表機関が行ってください。

特に、プロジェクト実施計画の大幅な変更（例えば参画企業の経営上の都合等により、プロジェクトの継続に困難が生じる事態が発生した場合等）は、代表機関は速やかにその旨を JST に連絡してください。

(2) プロジェクト内の予算配分

PL は、プロジェクトを実施するにあたり、定められた予算額内において、副 PL と協力しながら、委託研究費の配分を行うとともに、その結果について説明責任を持ちます。PL は、拠点ビジョンの実現に資する取組のために、機動的な予算配分を行ってください。

(3) プロジェクトの評価等への対応

PO は、各種評価の結果に基づき、プロジェクト実施計画や共同研究体制の見直し等を PL に求めることがあります。評価結果によっては、プロジェクト実施計画の変更だけでなく、委託研究費の増額・減額や委託研究契約の中止を行うことがあります。

(4) 情報共有の推進

研究開発の相乗効果を最大限引き出すために、拠点内での有用な知見・知的財産権などの情報共有が重要です。PL は、設置する会議体等にて参画機関の担当者とともに、許容する情報共有の範囲、研究開発により得られた知的財産権の取扱等について協議し、拠点内の情報共有を推進する必要があります。

5.7 研究機関の責務等

(1) 委託研究契約の締結

JST は、研究機関と個別に委託研究契約を締結します。委託研究契約を締結するにあたっては、関係する国の法令等の遵守はもとより JST の委託研究契約書に定める契約条項に同意することが

必要になりますが、万一、その内容（経費の積算を含む）について双方の合意が得られない場合は、採択されたプロジェクトであっても契約に至らない場合があります。なお、国の政策や政府予算の制限等、やむを得ない事情が生じた場合には、JST はプロジェクト実施計画の変更又はプロジェクトの中止を求めることがあります。

(2) 経理管理、実施報告

研究機関は、委託研究費の経理状況を常に把握するとともに、委託研究費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。また、本委託研究費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。また、委託研究契約に基づく各種報告書を適宜 JST に提出していただきます。これら各種報告書は代表機関で取りまとめていただきます。

(3) 取得物品の帰属

JST が支出する委託研究費により研究機関が取得した物品等については、当該研究機関に帰属させることが可能です。なお、これら物品等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

(4) 調査への協力

プロジェクト終了後、JST が実施する追跡調査（フォローアップ）等にご協力いただきます。その他、必要に応じて、プロジェクト実施期間中における進捗状況の調査等にもご協力いただきます。

(5) 外部リソースの管理

代表機関においては、拠点に提供される民間資金を含む外部リソースの管理を適切に行ってください。毎年度、実績を JST へ報告していただきます。大学等を除く参画機関は、プロジェクトについて自ら支出する経費に関する帳票類について、当該機関の内部規定に基づいて保管してください。

(6) 大学等を除く参画機関との共同研究契約等について

大学等を除く参画機関は、代表機関及び参画機関の大学等のいずれかと共同研究契約等を締結します。契約方式は問いません。プロジェクトを推進する上で、必要な契約等を締結し、当該契約書や覚書等の写しを JST に提出していただきます。ただし、以下の点は、契約事項等に反映させてください。

- ・共同研究等の契約には、JST の「研究成果展開事業 共創の場形成支援（共創の場形成支援プログラム）」によって共同でプロジェクトが実施されることが判るように記載してください。

- ・当該契約書や覚書等の写しは、大学等を除く参画機関がプロジェクトに参画してから 3 ヶ月以内を目処にご提出ください。

(7) 知的財産権の帰属、管理等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権）については、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。

なお、本プログラムにおいては、産学官による研究開発を効果的・効率的に推進する産学官共創システムの整備状況（知的財産の取扱いルールや人材育成システム等）をプロジェクト実施における重要な評価項目の一つにしています。拠点において代表機関及び参画機関が策定するプロジェクト本体の知的財産権の取扱いルールに基づく扱いを行ってください。

(8) 研究開発の成果等の発表

本プログラムにより得られた成果は、知的財産の保護等、各拠点が定める運営方針に留意した上で、国内外の学協会、マスコミ等に広く公表し、プロジェクトで開発された試作品、製品等について説明・展示する機会やスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、JST はプロジェクト実施期間中及びプロジェクト終了後、必要に応じて、得られた成果の発表を求める場合があります。

新聞、図書、雑誌又は論文等によって本プログラムで得られた成果を発表される場合は、JST に事前にご連絡いただくとともに、本プログラムによる成果であることを必ず明記していただきますようお願いいたします。

(9) プロジェクト・拠点のホームページ開設

情報公開や新たな大学等及び企業等を拠点に呼び込むためのプロモーション活動の一環等として、代表機関は、採択後速やかにプロジェクト・拠点のホームページ開設をお願いいたします。

研究機関は、プロジェクトを実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、プロジェクトを効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関におけるプロジェクト実施は認められませんので、応募に際しては、プロジェクトの実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、プロジェクト実施計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2024/seikatenkaia.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります（「6.27 (1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります（「6.28 (1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」）。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。なお、本プログラムにおいては、大学等を除く参画機関の研究参加者であっても研究倫理に係る教材の履修義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本プログラム特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参

加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するにあたっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。なお、本プログラムにおいては、大学等を除く参画機関の研究参加者であっても研究倫理に係る教材の履修義務があります。
 - ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
 - ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」

- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
 - ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
 - ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
 - ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修（研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。）
- なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

5.8 その他留意事項

5.8.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画促進費」（基準額 30 万円に支援月数を乗じた額）を支給します。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

5.8.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進にあたって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第 6 章 応募に際しての注意事項

6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

PL は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 7 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」を参照してください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI) を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN (旧 CITI) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講することができます。

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

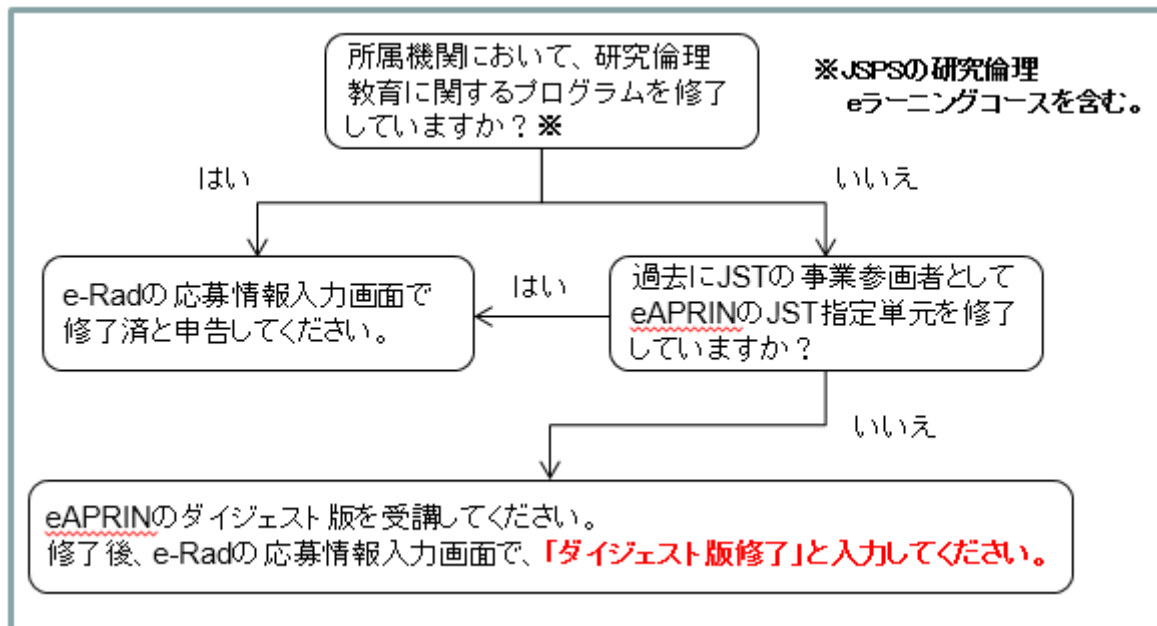
■ 公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 イノベーション拠点推進部 共創の場形成支援プログラム担当

E-mail : platform@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本プログラムに参画する研究者等について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・ 一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・ 日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・ 日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・ 日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
- ・ 日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」

- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

=====

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラムまたは教材を履修している場合を除きます)。

6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下、「研究課題の不採択等」という。)を行います。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本プログラムへの応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

（i）現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、PL、副 PL、研究開発課題リーダー及び研究開発責任者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下、「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下、「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理シス

テム（以下、「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

6.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

6.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加 (※1) 資格の制限等の措置

本プログラムの研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。)) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3,4
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2 1以外 ①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
	② ①及び③以外のもの	2～4 年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研		5 年

研究者及びそれに共謀した研究者		
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本プログラムへの申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JST において原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

6.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、令和 6 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。
なお、令和 5 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

6.6 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するにあたり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

6.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

6.8 府省共通経費取扱区分表について

本プログラムでは、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2024/seikatenkaia.html>

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本プログラムにおいて、直接経費から PL の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PL の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和 5 年 2 月 8 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本プログラムにおいて、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 事務処理説明書

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2024/seikatenkaia.html>

6.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。また、「研究開発経費」と「プロジェクト推進経費」の間の流用額が 500 万円を超えるときは事前に JST 課題担当者へ相談してください。この範囲内であっても、実施計画の大幅な変更（重要な研究項目の追加・削除、研究推進方法の大規模な軌道修正など）を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無にかかわらず、事前に JST 課題担当者の確認が必要です。

詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2024/seikatenkaia.html>

6.10 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

6.11 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管

してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに e-Rad により報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

6.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会) においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定) や「統合イノベーション戦略 2023」(令和 5 年 6 月 9 日閣議決定) において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み(コアファシリティ化) の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

これらを踏まえ、本プログラムにより購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
[競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）]
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」 [閣議決定（R3.3.26）]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略 2023」 [閣議決定（R5.6.9）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2023_honbun.pdf
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R5.5.24 改正）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10 改正）]
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】 https://youtu.be/x29hH7_uNQo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

6.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本プログラムにおいて、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本プログラムへ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意事項)

- ・「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度^{*}の時間給の支払い

が標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日~20 日)の勤務時間(7 時間 45 分~8 時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

6.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン~教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて~」(平成 31 年 2 月 25 日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5~10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本プログラムにより、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

6.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）」、「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和 4 年 6 月 2 日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者の拠点の主要メンバー（PL、副 PL、研究開発責任者、研究開発課題リーダー、実施責任者等）への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、本プログラムにおいても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

- ・ 体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れのある研究開発については、性差を考慮して実施してください。
- ・ 理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とします。
- ・ 研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとして SNS 等で配信するための費用を直接経費から支出可能とします。
- ・ 上記 2 点のアウトリーチ活動の実績について研究成果報告書への記載を可能とし、プラス評価の対象とします。また、研究計画書への記載も可能とし、審査の際にプラス評価の対象とします。

6.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わ

せ)に基づき、本プログラムにおいて雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本プログラムから人件費を支出しつつ、本プログラムに従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (R2.12.18 改正)]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>
- 事務処理説明書
<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2024/seikatenkaia.html>

6.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

6.18 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議)においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、本プログラムにより、URA 等のマネジメント人材を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

さらに、本プログラムでは、研究期間終了後の自立的な運営に向けた取組を求めていることから、当該マネジメント人材と有期の雇用契約を締結している場合においては、適切な評価等によって無期の雇用契約とするなど、当該マネジメント人材が安定的な職を得られる仕組みの導入が望まれます。

6.19 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下、「外為法」という。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本プログラムを通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本プログラムの活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。

このため、代表機関は、全ての参画機関（大学等）に対して、本プログラムにより外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かを確認の上、e-Rad による公募申請の際、「安全保障貿易管理」項目の「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」において、提供の意思がある機関（代表機関含む）がある場合は「あり」、無い場合は「なし」を選択してください（詳細は「7.7 e-Rad の操作方法と注意事項」を参照してください）。また、「あり」を選択した場合には、「提案書様式 5_6_安全保障貿易管理体制の整備状況等について」に必要事項を記載してください。提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本プログラム終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。また、本プログラムを通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

6.20 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下、「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

6.21 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いいたします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

6.22 研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表し、令和 4 年 4 月に改訂を行いました。本方針では、本プログラムでの研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついては、本プログラムに参加する研究者は、研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研

研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※1）、研究計画書と併せて JST に提出し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST が示すメタデータ（※1）を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience_r4.pdf

（※1）DMP に記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。

- 公的資金による研究データの管理・利活用（内閣府）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>

- ・ 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方

（統合イノベーション戦略推進会議）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

- ・ 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目（2023年3月31日時点）

https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

なお、JST は、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「6.23 NBDC からのデータ公開について」も参照してください。

6.23 NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業 (<https://biosciencedbc.jp/>) では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日) でも、NBDC (現 NBDC 事業推進部) が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本プログラムにより得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

6.24 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本プログラムにより得た研究成果を発表する場合は、本プログラムにより支援を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本プログラムにより支援を受けた旨を記載する場合には「JST COI-NEXT Program Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時と同様です。本プログラムの 10 桁の体系的番号は、JPMJPF+数字 4 桁です。体系的番号については、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST Japan Grant Number JPMJPFxxxx.

【和文】

本研究は、JST 共創の場形成支援プログラム JPMJPFxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

6.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和 5 年 4 月時点で 8 件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

6.26 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本プログラムの公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

6.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

- (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本プログラムの応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）に回答・提出することが必要です。（チェックリストへの回答・提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 6 年 4 月 1 日以降、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、委託研究契約締結までに、当該ウェブサイトの記載内容にしたがってチェックリストの回答・提出を行ってください。

なお、令和 5 年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、こちらに該当する場合は、令和 6 年度版チェックリストに係る回答・提出手続きを令和 6 年 12 月 1 日までに行ってください。

この回答・提出に係る手続きは、JST から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの回答・提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

6.28 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本プログラムへの応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下、「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 6 年 4 月 1 日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 6 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00005.html

(※1)提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度 9 月 30 日（9 月 30 日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本プログラムの研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本プログラムによる研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下、「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下、「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※) 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10 年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年	
		上記以外の著者		2～3 年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3 年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2 年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和 6 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 5 年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JST が行った措置等）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

6.29 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本プログラムへの研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本プログラムへの研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

6.30 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本プログラムのウェブページの他、JST が運営する JST プロジェクトデータベース（以下、「PDB」という。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開します。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDB において公開する場合があります。

6.31 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。なお、各研究代表者やプログラム代表者の個別の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad に登録が難しい場合は、JST から内閣府にその情報を提供することがあります。

6.32 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者情報データベースとして 30 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

6.33 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

※特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1年6ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和4年法律第43号）（以下、「経済安全保障推進法」という。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・内閣府：特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html

第 7 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について

7.1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス (応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

- ※ 「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electronic (電子) の頭文字を冠したものです。

7.2 e-Rad を利用した提案書類の提出について

本公募は、e-Rad からの応募情報登録 (提案書類のアップロード) が必要となります。

- ・本プログラムは、「研究機関単位」の応募であるため、e-Rad の「応募情報登録における研究代表機関」は代表機関とします。
- ・提案書の作成は、代表機関に属する PL が取りまとめて行い、e-Rad を利用した応募情報登録は代表機関の e-Rad 事務代表者が行ってください。
- ・本提案においては科研費等のように研究者個人の研究者番号を利用した提案はできませんので注意してください。
- ・提案書と e-Rad の記載に、齟齬がないよう十分に注意してください。提案書の記載内容を修正した場合、e-Rad 応募情報にも最新の情報が転記されているよう必ず修正してください。
- ・審査の過程で、提案書と e-Rad の記載内容に齟齬が判明した場合、提案書の記載を正として審査を進めます。予めご了承ください。

7.3 e-Rad の使用にあたっての留意事項

本プログラムに代表機関として提案を希望する機関は、提案時まで e-Rad に研究機関登録されていることが必要となります。

代表機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。

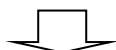
- ※ 登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。
- ※ 一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。
- ※ 既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

7.4 システムを利用した申請の流れ

e-Rad への研究機関登録

代表機関で 1 名、事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイトより様式 1-1 研究機関登録申請書をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 : <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>



事務代表者のログイン

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）が届きます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル : e-Rad 操作マニュアル 0. はじめに「0.7 ログイン方法」



部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報（プロジェクトリーダー）を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

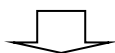
参照マニュアル : 研究機関事務代表者向け操作マニュアル 10. 研究機関手続き編
11. 研究機関事務分担者手続き編、12. 研究者手続き編



公募要領・申請様式の取得

本プログラムホームページから当該ファイルをダウンロードします。

参照 : <https://www.jst.go.jp/pf/platform/koubo.html>



応募情報の入力と提出

システムに必要な事項を入力及び提案書類を代表機関の事務代表者がアップロードします。



JST にて応募情報を受理

7.5 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

本プログラムそのものに関する問合せは JST イノベーション拠点推進部にて受け付けます。

e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

本プログラムホームページ及び e-Rad ポータルサイトをよくご確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

○本プログラムホームページ：<https://www.jst.go.jp/pf/platform/>

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

本プログラムに関する問合せ及び提案書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	JST イノベーション拠点推進部	03-5214-8487(TEL) 10:00～17:00※土曜日、日曜日、祝日を除く。 platform@jst.go.jp (e-mail)
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060 (ナビダイヤル) 9:00～18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

7.6 提案書類提出・作成時の注意事項

- (1) 応募申請にあたっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 事業担当へ問い合わせてください。
- (2) 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」、「申請中」「応募中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。これらのステータスにならない場合は、提出締切日までに余裕をもって JST 事業担当まで連絡してください。
- (3) e-Rad による応募情報登録は締切の数日前に余裕をもって行ってください（締切間際はシステムが混雑し、大変時間がかかる場合があります）。
- (4) 提案書類に不備等がある場合は審査対象とはなりませんので、公募要領及び提案書様式の注記等を熟読の上、注意して記入してください。（提案書様式のフォーマットは変更しないでください。）公募締切後の提案書類の差替えは固くお断りいたします。また、提案書類の返却はいたしません。

7.7 e-Rad の操作方法と注意事項

(1) e-Rad 利用時の注意点【重要】 (必ずお読みください。)

① PC 環境の確認

e-Rad を利用する前に必ず PC の推奨動作環境をご確認ください。利用する PC 環境により推奨ブラウザが異なる場合がありますのでご注意ください。

- ・推奨動作環境は、下記のホームページをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html

② e-Rad 登録入力

e-Rad システムでは、負荷軽減のために画面表示後に経過時間をカウントし始め、画面右上の「画面を表示してから経過した時間」が 1 時間経過すると強制的にタイムアウトします。応募情報登録のデータ入力中であっても一時保存又は確定されなかったデータは保存されませんので十分にご注意ください。

(2) 応募分野と実施タイプ

必ず公募名を確認してから e-Rad の操作を行ってください。

- ・共創の場形成支援プログラム 地域共創分野「育成型」2024 年度公募

(3) 応募情報状況確認

e-Rad 研究機関事務代表者向け操作マニュアル「6.3 (2) 課題の検索」を参照し、応募課題を検索してください。

該当課題の応募状況「状態 (申請進行)」が「配分機関処理中」であれば操作は完了しています。応募締切日時までに応募状況が「配分機関処理中」となっていない提案書は無効となります。

なお、公募締切後に JST で課題の受理を行うと「申請の種類 (ステータス)」が「受理済」となります。ただし、JST による課題の受理は公募締切後すぐではなく、日数を要する場合がありますのでご承知おきください。

(4) 操作説明

○ 『e-Rad ポータルサイト』 画面

<https://www.e-rad.go.jp/index.html>

- ・ 「e-Rad へのログイン」 をクリック



○ 『ログイン』 画面

- ・ e-Rad 上の「事務代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック



第 7 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について

○ 『公開中の公募一覧』 画面

The screenshot shows the e-Rad interface. At the top, there are navigation tabs: '新規応募', '提出済の課題', 'エフォートの管理', and 'その他'. Below these, there's a sub-tab '公開中の公募 (新規応募)'. The main heading is '公開中の公募一覧'. Below the heading, there's a search section with a search bar containing '共創の場形成支援プログラム' and a search button. Below the search section, there's a table of search results. The table has columns: '公募年度', '配分機関', '公募名', '応募単位', '機関の承認の要否', '締切日時', '機関内締切日時', and '応募'. The first row shows '2020', '国立研究開発法人 科学技術振興機構', '共創の場形成支援プログラム「育成型」2020年度公募', '研究機関単位', '-', and a green '応募する' button.

公募年度	配分機関	公募名	応募単位	機関の承認の要否	締切日時	機関内締切日時	応募
2020	国立研究開発法人 科学技術振興機構	共創の場形成支援プログラム「育成型」2020年度公募	研究機関単位	-			応募する

- ① 【新規応募】 - 【公開中の公募 (新規応募)】 をクリック
 - ② 検索条件に「共創の場形成支援プログラム」と入力して『検索』 をクリック
 - ③ 表示される公募から該当する公募を選択し、右側にある項目『応募する』 をクリック
- ※ 応募する「公募名」を間違わないように選択してください。

○ 『応募に当たっての注意事項』 画面

- ・ 画面に表示された注意事項をよくお読みの上、ご承諾いただける場合は、「承諾して応募する」 をクリックしてください。

○ 『応募 (新規登録)』画面

- ① 研究開発課題名 (必須) : 「(様式 1) 提案書【基本情報】」の「拠点名称」を転記してください。
- ・この『応募 (新規登録)』画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすることで各タブ (A) での入力欄 (B) が表示されます。
 - ・各タブで入力する内容は、以下の「【各タブ】の説明」のとおりです。基本的にどのタブからでも入力を開始することができますが、このマニュアルではタブの表示されている順番通りに説明を行います。それぞれのタブ (A) をクリックすることで、入力欄 (B) の表示が切り替わります。

【基本情報】タブ

－ 【基本情報】項目

- ・ ここでは、研究期間、研究分野（主、副）、研究目的、研究概要を入力します。

- ① 研究期間（必須）：「(様式 1) 提案書【基本情報】」の「実施期間」を西暦で転記してください。
- ② 研究分野（主）（必須）：研究分野（主）の細目名、キーワードを入力します。まず、研究分野（主）の細目名から、プロジェクトに該当する研究分野を選択します。 キーワードは自由記述で、最低 1 つの入力が必須です。
- ③ 研究分野（副）（任意）：任意で設定できます。研究分野（主）と同様に入力します。
- ④ 研究目的および研究概要（任意）：研究目的欄には「(様式 1)【基本情報】を参照」と記載し、研究概要欄に (様式 1)【基本情報】に記載した提案内容要旨を転記してください。

－【安全保障貿易管理】項目

- ・ここでは、安全保障貿易管理に関する「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」を選択します（「6.19 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」も参照してください）。

安全保障貿易管理

本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募で、所属する研究機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合は、以下の質問に回答してください。
 (該当の場合は、本応募画面上部に、本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募である旨のメッセージが表示されています。
 安全保障貿易管理の詳細は、次のURLから確認してください。https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html)

「本公募を通じて取得した(する)貨物・技術であって、外国為替及び外国貿易法のリスト規制に該当する貨物・技術を輸出(提供)する予定又は意思はありますか。
 又は、既に保有するリスト規制に該当する貨物・技術について、本事業において輸出(提供)する予定又は意思はありますか。
 提供は、国外への提供に加え、非居住者への国内での提供、非居住者の強い影響を受ける居住者への国内での提供を含みます。」

なお、質問に「あり」と回答して、所属研究機関の安全保障貿易管理体制の整備状況が、未整備又は整備中である場合は、外国為替及び外国貿易法第 5 5 条の 1 0 第 1 項に規定する「輸出等」又は本事業終了のいずれか早い方までの整備が必要です。また、契約時までに、所属研究機関から、安全保障貿易管理体制を構築する旨の誓約書の提出が必要です。(体制整備状況及び誓約書提出については、所属研究機関の事務担当部署に確認してください。)

リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無 ? あり なし

閉じる
一時保存
応募内容提案書のプレビュー
この内容で提出 >

- ・代表機関は、全ての参画機関（大学等）に対して、本プログラムにより外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かを確認の上、⑤の欄において、提供の意思がある機関（代表機関含む）がある場合は「あり」、無い場合は「なし」を選択してください。また、「あり」を選択した場合には、「提案書様式 5 6_安全保障貿易管理体制の整備状況等について」に必要事項を記載してください。

第 7 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について

－【基本情報・申請書類】項目

- ・ ここでは、申請書類のアップロードを行います。提出ファイルは全部で6ファイルあります。Word 形式の提案書様式は全て PDF 化して提出してください。なお e-Rad システムの都合上、(様式 1) 提案書【基本情報】を申請様式として提出し、残りのファイルは参考資料ファイルとして提出ください。

基本情報-申請書類

名称	形式	サイズ	ファイル名	削除
応募情報ファイル 必須	[PDF (PDF)]	10MB	<input type="text"/> 参照 クリア 削除	

行の追加
 選択行の削除

	名称	形式	サイズ	ファイル名
参考資料	(様式2) 必須	[PDF (PDF)]	10MB	<input type="text"/> 参照 クリア 削除
	(様式3) 必須	[PDF (PDF)]	10MB	<input type="text"/> 参照 クリア 削除
	(様式4) 必須	[Excel (XLS, XLSX)]	10MB	<input type="text"/> 参照 クリア 削除
	(様式5) 必須	[Excel (XLS, XLSX)]	10MB	<input type="text"/> 参照 クリア 削除
	(様式6) 必須	[Excel (XLS, XLSX)]	10MB	<input type="text"/> 参照 クリア 削除

↑ アップロード

閉じる
 一時保存
 応募内容提案書のプレビュー
この内容で提出 >

- (様式 1) 提案書【基本情報】(PDF ファイルでアップロードしてください)
- (様式 2) 提案書【プロジェクト構想の概要】(PDF ファイルでアップロードしてください)
- (様式 3) 提案書【プロジェクト構想の詳細】(PDF ファイルでアップロードしてください)
- (様式 4) 提案書【資金計画】(Excel ファイルでアップロードしてください)
- (様式 5) 提案書【提案に関する補足情報】(Excel ファイルでアップロードしてください)
- (様式 6) 提案書【審査関係の連絡先情報】(Excel ファイルでアップロードしてください)

【研究経費・研究組織】タブ

－【研究経費】項目

- ・ここでは、【基本情報】タブに入力した研究期間に応じた計画予算年度の入力表が構成されます。「(様式 4) 提案書【資金計画】」に対応した予算額を転記してください。
- ・「2.年度別経費内訳」の「直接経費」の欄①に研究開発経費及びプロジェクト推進経費を入力します。

基本情報
研究経費・研究組織
個別項目
応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限

	上限	下限
直接経費、間接経費の合計	50,000,000 円	(設定なし)
間接経費	固定(直接経費の30%)	固定(直接経費の30%)

2.年度別経費内訳

大項目	中項目		2024年度	2025年度	合計
直接経費	研究開発経費	-	<input type="text"/> ,000 円	<input type="text"/> ,000 円	0 円
	プロジェクト推進経費	- ①	<input type="text"/> ,000 円	<input type="text"/> ,000 円	0 円
	小計		0 円	0 円	0 円
間接経費 (上記経費の30%)	間接経費		円	円	0,000 円
合計			0 円	0 円	0 円

研究組織

閉じる
一時保存
応募内容提案書のプレビュー
この内容で提出 >

ー 【研究組織】 項目

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

A	初年度の申請額	研究機関ごとの金額合計	差額
直接経費、間接経費の合計	0 円	0 円	0 円
間接経費	0 円	0 円	0 円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究機関ごとの金額合計」に反映されます。

研究機関を検索	研究機関コード 研究機関名	責任者役職 責任者氏名 事務代表者氏名 (漢字)	事務代表者連絡先 住所 電話番号 メールアドレス	2 直接経費 間接経費 必須	3 研究者 人数	閲覧・編集 権限	削除	移動
	代表機関 9999999001 テスト研究機関 001	代表者 テスト 太郎 テスト 事務 代表者	千代田区丸の内1 -6-1 03-1234-5678 test001.daihyosha@erad-development.net	<input type="text" value="0"/> 0 円	<input type="text" value="0"/> 0人			

[+] 行の追加 [x] 選択行の削除

研究組織内の連絡事項を登録する ▼ 任意項目を表示

戻る
以前の課題をコピー
一時保存
応募内容提案書のプレビュー
この内容で提出

- ・ここでは、初年度予算額のみを入力の対象としています。図中Aは「1.申請額（初年度）の入力状況」の自動計算表です。
- ①の『初年度の申請額』には、【研究経費】項目①で入力した2024年度予算額が反映され、『研究機関ごとの金額合計』には②で入力する「直接経費」（研究開発経費＋プロジェクト推進経費）、「間接経費」の合計が反映されます。
- ・①の『差額』には[『初年度の申請額』－『研究機関ごとの金額合計』＝差額]が表示されます。この差額が0（ゼロ）となるように入力してください。
※差額がある場合エラー表示され一時保存や確認ができませんのでご注意ください。
- ・[行の追加]ボタンで、参画機関（大学等）を追加ください。追加する機関は大学等のみとし、大学等を除く参画機関の追加は不要です。「(様式4) 提案書【資金計画】の2. 大学等機関別の委託研究費」に記載した金額を入力してください。

第 7 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について

- ・③の欄には、ボタンをクリックし参画機関（大学等）毎の研究開発責任者（代表機関においては PL）を登録してください。

【個別項目】タブ

- ・ここでは、以下の個別項目を入力してください。

なお、「(様式 1) 提案書【基本情報】」の記載内容と一致させてください。

入力の詳細は項目名称横の?部分 (①) にカーソルを合わせてご確認ください。

The screenshot shows the '個別項目' (Individual Items) tab in the e-Rad system. It contains several input fields with question marks and '必須' (Required) labels. A red box highlights the question marks for the following sections:

- 代表機関 (Representative Organization) - marked with ①
- 機関名称 (Organization Name)
- 代表者 氏名・役職 (Representative Name and Position)
- 拠点運営機構の設置責任者 氏名・役職 (Site Management Institution Setup Responsible Person Name and Position)
- プロジェクトリーダー (PL) (Project Leader)
 - 氏名 (Name)
 - フリガナ (Kana)
 - 所属・役職 (Affiliation and Position)

■ 代表機関【入力必須】

代表機関の名称、代表者の氏名・役職、拠点運営機構の設置責任者の氏名・役職

■ プロジェクトリーダー (PL)【入力必須】

PL の氏名、フリガナ、所属・役職

■ 副プロジェクトリーダー (副 PL (アカデミア/産業界出身者))【入力必須】

副 PL (アカデミア/産業界出身者) の氏名、フリガナ、所属・役職

複数名を配置する場合は、様式 1 へ記載した順に“、”で区切って記入してください。

■ 副プロジェクトリーダー (副 PL (自治体関係構築責任者))【入力必須】

副 PL (自治体関係構築責任者) の氏名、フリガナ、所属・役職

■ 幹事自治体【入力必須】

幹事自治体の名称

■ 幹事機関【入力必須】

幹事機関の名称

※ なしの場合は、「参画なし」と記載してください。

■ 参画機関【入力必須】

参画機関の名称

※ なしの場合は「参画なし」と記載してください

※ 参画する全ての機関の正式名称を“、”で区切って列記してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了の確認【入力必須】

以下の設問に対して回答できるよう、PL は事前に必ず研究倫理教育に関するプログラムを受講してください。

設問) 修了した研究倫理に関する教育プログラムの内該当するもの

1. 所属機関のプログラム (eAPRIN (旧 CITI) を含む) を修了している
2. JST 事業等で eAPRIN (旧 CITI) を修了している
3. eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を修了している

■ 研究倫理に関する誓約【入力必須】

PL が内容を確認の上、研究倫理に関する誓約を行ってください。

○『応募（入力内容の確認）』画面

- ・入力した内容の全てが 1 ページで表示されている画面であり、申請前の最終的な確認を行います。
- ・内容に誤りがなければ、右下の「この内容で提出」をクリックしてください。
申請が行われると、「応募申請を受け付けました」というメッセージが表示され、この時点で JST へ提出されたこととなります。
- ・提出後においても、公募締切前であれば提案者自身が課題の「引戻し」を行うことで内容の修正等が可能です。